令 和 ６ 年 度

公共用水域及び地下水の水質測定計画

令和6年3月

鳥　　取　　県

目　　次

第１　令和６年度公共用水域の水質測定計画
１　目　　的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
２　測定期間
３　測定実施機関及び測定対象水域
４　測定地点
５　測定項目　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
６　測定回数
７　測定方法等
８　異常値等に対する対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
９　測定結果の報告
10　その他
別表１　・・・　4
表-1　水質測定計画一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
（１）河川
（２）湖沼
（３）海域
表-2　測定地点数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第１　令和６年度公共用水域水質測定計画

第１　令和６年度公共用水域水質測定計画

１　目　的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 16 条の規定に基づき、鳥取県の区域に属する公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質測定について、測定すべき事項、測定の地点、その他必要な事項を定めるものである。

２　測定期間

測定期間は令和６年４月から令和７年３月までとする。

３　測定実施機関及び測定対象水域

測定実施機関及び測定対象地域は次のとおりとする。

測定実施機関	測定対象水域
国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	千代川水系〔千代川、袋川、新袋川〕、殿ダム貯水池
国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所	天神川水系〔天神川、国府川、小鴨川〕
国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所	日野川水系〔日野川、法勝寺川〕
国土交通省中国地方整備局 出雲河川事務所	中海（鳥取県水域）
鳥取県	天神川水系〔天神川、小鴨川、玉川、三徳川、加茂川〕 日野川水系〔日野川、板井原川〕 斐伊川水系〔加茂川、新加茂川、大正川〕 その他の水系〔由良川、加勢蛇川、阿弥陀川、佐陀川、埴見川、羽衣石川、東郷川、舎人川、橋津川、羽合用水〕
	東郷池、中海（鳥取県水域）、中津ダム貯水池、俣野川ダム貯水池
	美保湾、日本海沿岸海域、海水浴場（東部地域以外）
鳥取市	千代川水系〔千代川、袋川、狐川、山白川、天神川、湖山川、枝川、福井川、三山口川、野坂川、新袋川、有富川、大路川、砂見川、八東川、私都川、佐治川〕 その他の水系〔蒲生川、塩見川、河内川、勝部川〕
	湖山池※、多鯰ヶ池、賀露港※
	海水浴場（東部地域）
米子市	日野川水系〔法勝寺川、小松谷川〕 斐伊川水系〔新加茂川〕
倉吉市	天神川水系〔鴨川、絵下谷川、鉢屋川〕
八頭町	千代川水系〔大江川、見槻川〕
伯耆町	日野川水系〔別所川〕

※湖山池及び賀露港の植物プランクトンの調査は鳥取市と鳥取県が協同して実施する。

４　測定地点

測定地点は、表-1 水質測定計画一覧表のとおりとし、その位置は、図-1 水質測定地点図のとおりとする。

なお、測定地点は、次による場合を除き原則として変更しないものとする。

（1）当該水域又は周辺の工事等により、測定地点の水質に一時的に影響を及ぼすことが明らかである場合には、その期間中、臨時的に測定地点を変更することとし、測定結果の報告書に変更理由、変更地点の概要を記載すること。

なお、この場合、臨時的に設定する測定地点は、工事等による水質影響を受けない範囲で、出来るだけ正規の採水地点に近い地点を選定するものとする。

（2）河道の流況変化等により、将来に渡って測定地点を変更する必要が生じたと認められる場合には、当該測定地点を管轄する測定実施機関は、鳥取県生活環境部自然共生社会局水環境保全課と協議のうえ、新たに測定地点を設定することとする。

5　測定項目

各測定地点における測定項目は、表-1 水質測定計画一覧表に掲げるものについて実施する。

なお、要監視項目は、下表のとおりとする。

また、気温、水温、色相、臭気及び水深についても、採水時に現地測定するものとし、流量及び一覧表に掲げる項目以外の項目については必要に応じ実施するものとする。

【要監視項目一覧表】

種類	測定項目
人の健康の保護に関する項目 （27 項目）	(1)クロロホルム　(2)トランス-1,2-ジクロロエチレン (3)1,2-ジクロロプロパン　(4) p-ジクロロベンゼン　(5)イソキサチオン (6)ダイアジノン　(7)フェニトロチオン（ＭＥＰ）　(8)イソプロチオラン (9)オキシン銅（有機銅）　(10)クロロタロニル（ＴＰＮ）　(11)プロピザミド (12)ＥＰＮ（13)ジクロルボス(ＤＤＶＰ)（14)フェノブカルブ(ＢＰＭＣ)　(15)イプロベンホス（ＩＢＰ）　(16)クロルニトロフェン（ＣＮＰ） (17)トルエン（18)キシレン（19)フタル酸ジエチルヘキシル（20)ニッケル (21)モリブデン　(22)アンチモン　(23)塩化ビニルモノマー (24)エピクロロヒドリン　(25)全マンガン　(26)ウラン　(27)ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸（PFOS）及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸（PFOA）
水生生物の保全に関する項目 （6 項目）	(1)クロロホルム　(2)フェノール　(3)ホルムアルデヒド (4)4-t-オクチルフェノール　(5)アニリン　(6)2,4-ジクロロフェノール

6　測定回数

測定地点ごとの年間における総測定日数、総測定回数及び測定月は表-1 の水質測定計画一覧表に掲げるとおりとする。

7　測定方法等

（1）採水時期

採水日は次の点に留意して設けるものとする。

ア　採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日に実施する。

イ　採水を毎月行う場合は、原則として各月の同旬に行う。

ウ　採水日の計画立案に当たっては、予備採水日を設ける。

エ　天候等により、計画採水日及び予備採水日ともに採水等が不適当であった場合には、極力、欠測とならないよう配慮する。

（2）採水部位

試料の採水部位は原則として次のとおりとする。

なお、各部位から採水して試料を相互に混合した「混合試料」の作成は行わない。

〔河川〕　流水で、かつ水深の２割程度の深さの部位。

〔湖沼〕　上層及び下層は下表のとおり。多鯰ヶ池及び中海の中層は全水深の中間の深さの部位。

	上　層（水面からの距離）	下　層（湖底からの距離）
湖山池	0.5m	0.5m
東郷池	0.5m	0.5m
多鯰ヶ池	0.5m	0.5m
中海	0.5m	1.0m
ダム貯水池	0.5m	1.0m

〔海域〕　上層は水面下0.5m、下層を実施する場合は海底から1.0mの深さの部位。

（3）分析方法

環境基準項目の分析方法は「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）で定められている方法、特殊項目については「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）によるものとする。

なお、これらの定めのない項目については、日本産業規格等科学的に確立された方法によるものとする。

また、主な項目についての分析方法は別表１のとおりである。

8　異常値等に対する対応

測定実施機関は、健康項目の分析値が別表１に記載の報告下限値を超えた場合に、当該事実を早急に測定実施機関及び鳥取県生活環境部自然共生社会局水環境保全課が把握できるように配慮すること。

鳥取県生活環境部自然共生社会局水環境保全課は、測定実施機関と協議のうえ、原因究明等必要な対応を行うものとする。

健康項目以外の項目の分析値が、過去の測定結果等から見てその水域で通常想定される数値と異なる、いわゆる異常値を示した場合は、測定実施機関は採水時の状況、水域への流入水の状況等を検討しその原因を明らかにするよう努めること。

9　測定結果の報告

測定実施機関は、水質測定結果を毎月とりまとめ、測定月の翌月末までに当該測定月の測定結果を鳥取県生活環境部自然共生社会局水環境保全課に送付するものとする。

なお、年間の最終取りまとめ結果は、年度末までに指定の電子ファイルにより報告するものとする。

また、主な項目に関する報告下限値は別表１のとおりである。

10　その他

この計画に定めのない事項については、県が各測定機関と協議の上、定めるものとする。

別表１　各項目の分析方法

１　生活環境項目

項　　目	分　析　方　法	報告下限値 (mg/L)
水素イオン濃度（ｐＨ）	河川の検体にあっては、告示59号　別表２　１の(1)のアの表　水素イオン濃度(ｐＨ)の測定方法の項に掲げる方法 湖沼及びダム湖の検体にあっては、別表２　１の(2)のアの表　水素イオン濃度(ｐＨ)の測定方法の項に掲げる方法 海域の検体にあっては、別表２　２のアの表　水素イオン濃度(ｐＨ)の測定方法の項に掲げる方法	―
生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	告示59号　別表２　１の(1)のアの表　生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）の測定方法の項に掲げる方法	0.5
化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	河川、湖沼及びダム湖の検体にあっては、告示59号　別表２　１の(2)のアの表　化学的酸素要求量（ＣＯＤ）の測定方法の項に掲げる方法 海域の検体にあっては、告示59号　別表２　２のアの表　化学的酸素要求量（ＣＯＤ）の測定方法の項に掲げる方法	0.5
浮遊物質量（ＳＳ）	河川の検体にあっては、告示59号　別表２　１の(1)のアの表　浮遊物質量（ＳＳ）の測定方法の項に掲げる方法 湖沼及びダム湖の検体にあっては、告示59号　別表２　１の(2)のアの表　浮遊物質量（ＳＳ）の測定方法の項に掲げる方法 海域の検体にあっては、告示59号　別表２　２のアの表　浮遊物質量(ＳＳ)の測定方法の項に掲げる方法	1
溶存酸素量（ＤＯ）	河川の検体にあっては、告示59号　別表２　１の(1)のアの表　溶存酸素量(DO)の測定方法の項に掲げる方法 湖沼及びダム湖の検体にあっては、告示59号　別表２　１の(2)のアの表　溶存酸素量(DO)の測定方法の項に掲げる方法 海域の検体にあっては、告示59号　別表２　２のアの表　溶存酸素量(DO)の測定方法の項に掲げる方法	0.5
大腸菌数	河川の検体にあっては、告示59号　別表２　１の(1)のアの表　大腸菌数の測定方法の項に掲げる方法 湖沼及びダム湖の検体にあっては、告示59号　別表２　１の(2)のアの表　大腸菌数の測定方法の項に掲げる方法 海域の検体にあっては、告示59号　別表２　２のアの表　大腸菌数の測定方法の項に掲げる方法	1 (CFU/100ml)
n-ヘキサン抽出物質（油分等）	告示59号　別表２　２のアの表　n-ヘキサン抽出物質（油分等）の測定方法の項に掲げる方法	0.5
全窒素	河川、湖沼及びダム湖の検体にあっては、告示59号　別表２　１の(2)のイの表　全窒素の測定方法の項に掲げる方法 海域の検体にあっては、告示59号　別表２　２のイの表　全窒素の測定方法の項に掲げる方法	0.05
全　燐	河川、湖沼及びダム湖の検体にあっては、告示59号　別表２　１の(2)のイの表　全燐の測定方法の項に掲げる方法 海域の検体にあっては、告示59号　別表２　２のイの表　全燐の測定方法の項に掲げる方法	0.003
全亜鉛	河川の検体にあっては、告示59号　別表２　１の(1)のイの表　全亜鉛の測定方法の項に掲げる方法 湖沼及びダム湖の検体にあっては、告示59号　別表２　１の(2)のウの表　全亜鉛の測定方法の項に掲げる方法 海域の検体にあっては、告示59号　別表２　２のウの表　全亜鉛の測定方法の項に掲げる方法	0.001
ノニルフェノール	河川の検体にあっては、告示59号　別表２　１の(1)のイの表　ノニルフェノールの測定方法の項に掲げる方法 湖沼及びダム湖の検体にあっては、告示59号　別表２　１の(2)のウの表　ノニルフェノールの測定方法の項に掲げる方法 海域の検体にあっては、告示59号　別表２　２のウの表　ノニルフェノールの測定方法の項に掲げる方法	0.00006
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（ＬＡＳ）	告示59号　別表２　１の(1)のイの表　直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の測定方法の項に掲げる方法 湖沼及びダム湖の検体にあっては、告示59号　別表２　１の(2)のウの表　直鎖アルキルベンゼンスルホン酸の測定方法の項に掲げる方法 海域の検体にあっては、告示59号　別表２　２のウの表　直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の測定方法の項に掲げる方法	0.0006

２　健康項目

項　　目	分　析　方　法	報告下限値 (mg/L)
カドミウム	告示59号　別表1　カドミウムの測定方法の項に掲げる方法	0.0003
全シアン	告示59号　別表1　全シアンの測定方法の項に掲げる方法	0.1
鉛	告示59号　別表1　鉛の測定方法の項に掲げる方法	0.005
六価クロム	告示59号　別表1　六価クロムの測定方法の項に掲げる方法	0.002
砒素	告示59号　別表1　砒素の測定方法の項に掲げる方法	0.005
総水銀	告示59号　別表1　総水銀の測定方法の項に掲げる方法	0.0005
アルキル水銀	告示59号　別表1　アルキル水銀の測定方法の項に掲げる方法	0.0005
ＰＣＢ	告示59号　別表1　ＰＣＢの測定方法の項に掲げる方法	0.0005
ジクロロメタン	告示59号　別表1　ジクロロエメタンの測定方法の項に掲げる方法	0.002
四塩化炭素	告示59号　別表1　四塩化炭素の測定方法の項に掲げる方法	0.0002
1,2-ジクロロエタン	告示59号　別表1　1,2-ジクロロエタンの測定方法の項に掲げる方法	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	告示59号　別表1　1,1-ジクロロエチレンの測定方法の項に掲げる方法	0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン	告示59号　別表1　シス-1,2-ジクロロエチレンの測定方法の項に掲げる方法	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	告示59号　別表1　1,1,1-トリクロロエタンの測定方法の項に掲げる方法	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	告示59号　別表1　1,1,2-トリクロロエタンの測定方法の項に掲げる方法	0.0006
トリクロロエチレン	告示59号　別表1　トリクロロエチレンの測定方法の項に掲げる方法	0.002
テトラクロロエチレン	告示59号　別表1　テトラクロロエチレンの測定方法の項に掲げる方法	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	告示59号　別表1　1,3-ジクロロプロペンの測定方法の項に掲げる方法	0.0002
チウラム	告示59号　別表1　チウラムの測定方法の項に掲げる方法	0.0006
シマジン	告示59号　別表1　シマジンの測定方法の項に掲げる方法	0.0003
チオベンカルブ	告示59号　別表1　チオベンカルブの測定方法の項に掲げる方法	0.002
ベンゼン	告示59号　別表1　ベンゼンの測定方法の項に掲げる方法	0.001
セレン	告示59号　別表1　セレンの測定方法の項に掲げる方法	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	告示 59 号　別表 1　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の測定方法の項に掲げる方法	0.1 〔硝酸性窒素　0.05 亜硝酸性窒素　0.05〕
ふっ素	告示59号　別表1　ふっ素の測定方法の項に掲げる方法	0.08
ほう素	告示59号　別表1　ほう素の測定方法の項に掲げる方法	0.1
1,4-ジオキサン	告示59号　別表1　1，4－ジオキサンの測定方法の項に掲げる方法	0.005

※分析方法の効率化として、アルキル水銀の分析については、総水銀の測定でスクリーニングを行うことができる。（平成 13 年環水企第 92 号「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」）

３　要監視項目

項　　目	分　析　方　法	報告下限値 (mg/L)
クロロホルム	環境庁通知 環水規第121号 環境省通知 環水企発第031105001号環水管発第031105001号 環境省通知 環水企発第040331003号環水土発第040331005号 環境省通知 環水大水発第1303272号 環境省通知 環水大水発第 2005281号環水大土発第2005282 号	0.006
ﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		0.004
1,2-ジクロロプロパン		0.006
p-ジクロロベンゼン		0.02
イソキサチオン		0.0008
ダイアジノン		0.0005
ﾌｪﾆﾄﾛﾁｵﾝ (MEP)		0.0003
イソプロチオラン		0.004
オキシン銅（有機銅）		0.004
ｸﾛﾛﾀﾛﾆﾙ (TPN)		0.005
プロピザミド		0.0008
ＥＰＮ		0.0006
ジクロルボス (DDVP)		0.0008
ﾌｪﾉﾌﾞｶﾙﾌﾞ (BPMC)		0.003
イプロベンホス (IBP)		0.0008
ｸﾛﾙﾆﾄﾛﾌｪﾝ (CNP)		0.0005
トルエン		0.06
キシレン		0.04
ﾌﾀﾙ酸ｼﾞｴﾁﾙﾍｷｼﾙ		0.006
ニッケル		0.001
モリブデン		0.007
アンチモン		0.002
塩化ビニルモノマー		0.0002
エピクロロヒドリン		0.0001
全マンガン		0.02
ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸 (PFOS) 及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸 (PFOA)		0.000005
ウラン		0.0002
クロロホルム(水生生物保全項目)		0.0006
フェノール		0.001
ホルムアルデヒド		0.003
4-t-ｵｸﾁﾙﾌｪﾉｰﾙ		0.00004
アニリン		0.002
2,4-ジクロロフェノール		0.0003

４　特殊項目

項　　目	分　析　方　法	報告下限値 (mg/L)
銅含有量	告示64号　第35号に掲げる方法	0.01
亜鉛含有量	告示64号　第36号に掲げる方法	0.01
溶解性鉄含有量	告示64号　第37号に掲げる方法	0.1

５　その他の項目

項　　目	分　析　方　法	報告下限値 (mg/L)
トリハロメタン生成能	告示第30号　別表　トリハロメタン生成能の検定方法の項に掲げる方法	0.001
塩化物イオン	JIS K 0102　35.1又は35.3	0.5
アンモニア性窒素	JIS K 0102　42.1及び42.2、42.5又は42.1及び42.6	0.01
亜硝酸性窒素	JIS K 0102　43.1.1、43.1.2又は43.1.3	0.002
硝酸性窒素	JIS K 0102　43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6	0.002
りん酸性りん	（河川）JIS K 0102　46.1.1、46.1.3又は46.1.4 （海域）JIS K 0102　46.1.4又は46.1.1	0.003
クロロフィルａ	環境測定分析参考資料3.3.19Ⅱ1　吸光光度法	0.1
透視度	JIS K 0102　9	－
透明度	底層溶存酸素量及び沿岸透明度等の測定方法（案）についての別紙３に掲げる方法	－
濁度	JIS K 0101 9.4 積分球濁度	－
大腸菌群数	JIS K 0350-20-10	2MPN/100mL
電気伝導率	JIS K 0102　13	1ms/m
溶解性化学的酸素要求量	JIS K0102　3.2 によって試料をろ過した後、告示59号　別表21の(2)のアの表　化学的酸素要求量（ＣＯＤ）の測定方法の項に掲げる方法（ろ過にはワットマン製ガラス繊維ろ紙グレードGF/Cを用いる）	0.5
溶解性窒素	JIS K0102　3.2 によって試料をろ過した後、告示59号　別表21の(2)のイの表　全窒素の測定方法の項に掲げる方法（ろ過にはワットマン製ガラス繊維ろ紙グレードGF/Cを用いる）	0.05
溶解性りん	JIS K0102　3.2 によって試料をろ過した後、告示59号　別表21の(2)のイの表　全燐の測定方法の項に掲げる方法（ろ過にはワットマン製ガラス繊維ろ紙グレードGF/Cを用いる）	0.003

６　補足測定項目

項　　目	分　析　方　法	報告下限値 (mg/L)
ＴＯＣ	環水大水発第1303251号　別添３「補足測定項目（TOC）の測定について」	－

注　１）告示59号：昭和46年12月28日環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」
２）告示64号：昭和49年9月30日環境庁告示第64号「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」
３）環境庁通知　環水規第121号：平成5年4月28日付環水規第121号環境庁水質保全局長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」
４）環境省通知　環水企発第031105001号環水管発第031105001号：平成15年11月5日付環水企発第031105001号　環水管発第031105001号環境省環境管理局水環境部長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
５）環境省通知　環水企発第040331003号環水土発第040331005号：平成16年3月31日付環水企発第040331003号　環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」
６）環境省通知 環水大水発第1303272号：平成25年3月27日付環水大水発第1303272号環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
７）JIS K0101：日本産業規格K0101　工業用水試験方法
JIS K0102：日本産業規格K0102　工場排水試験法

JIS K0350-20-10：日本産業規格 K0350-20-1　用水・排水中の大腸菌群試験方法
８）環境測定分析参考資料：環境庁企画調整局研究調整課（昭和 53 年 3 月）
９）環境省通知 環水大水発第 1303251 号：平成 25 年 3 月 25 日付環水大水発第 1303251 号環境省水・大気環境局水環境課長通知「要測定指標等の測定の実施及びアンケートの実施について（協力依頼）」
10）環境省通知　環水大水発第 2005281 号環水大土発第 2005282 号：令和 2 年 5 月 28 日付環水大水発第 2005281 号　環水大土発第 2005282 号環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」
11）告示第 30 号：平成 7 年 6 月 16 日環境庁告示第 30 号「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」
12）底層溶存酸素量及び沿岸透明度等の測定方法（案）について：環境省水・大気環境局水環境課（平成 27 年 10 月）

公共用水域水質
測定計画一覧表

水質測定計画一覧表（河川）

（1）河　川

項目欄の数字は、年間における項目ごとの分析検体数を示す。（上欄：生活環境項目、その他項目、要測定指標等に係るもの。下欄：健康項目、要監視項目、特殊項目に係るもの。）

水系	〔河川番号〕 河川名	〔地点統一番号〕 地点名 基：環境基準点	環境基準類型	実施機関名	測定頻度 総測定日数	総測定回数	測定月	生活環境項目 水素イオン濃度（pH）	溶存酸素量（DO）	生物化学的酸素要求量（BOD）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（SS）	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質（油分等）	全窒素	全燐	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
千代川水系	〔河－1〕 千代川	(00)-01 基 市瀬	AA	鳥取市	12	12	毎月 (8・2)	12	12	12	12	12	12				12	2	2
					2	2	8・(2)												
		(00)-02 基 稲常	AA	国土交通省 鳥取河川国道事務所	12	12	毎月 (4・7・10・1)	12	12	12		12	12				4		
					2	2	7・(1)												
		(00)-03 基 源太橋	AA		12	12	毎月 (4・7・9・1)	12	12	12		12	12		4	4	4		
					2	2	7・(1)											2	2
		(00)-51 毛谷	AA	鳥取市	12	12	毎月	12	12	12	12	12	12				12		
					1	1	8												
		(00)-52 佐貫	AA	国土交通省 鳥取河川国道事務所	12	12	毎月 (4・7・10・1)	12	12	12		12	12		4	4	4		
					2	2	7・1												
		(00)-53 用瀬	AA		12	12	毎月 (4・7・10・1)	12	12	12		12	12		4	4	4		
					2	2	7・(1)												
		(002-01) 基 行徳	A	国土交通省 鳥取河川国道事務所	12	48	毎月 (4・7・10・1)	48	48	48		48	48				4		
					2	2	7・(1)											2	2
				鳥取市															
					1	1	10												
		(002-02) 基 賀露	A	国土交通省 鳥取河川国道事務所	12	12	毎月 (4・7・10・1) (4・6・7・9・11・1)	12	12	12		12	12		4	4	4		
					2	2	7・(1)												
千代川水系	〔河－2〕 袋川	(20)-01 浜坂	－	国土交通省 鳥取河川国道事務所	12	12	毎月 (4・7・10・1) (4・6・7・9・11・1)	12	12	12		12	12		12	12	1		
					2	2	7・(1)												
		(20)-02 弁天橋	－	鳥取市	4	4	4・7・10・1	4	4	4		4	4						
					1	1	10												
		(20)-03 丸山橋	－		12	12	毎月 (4・7・10・1)	12	4	12		4	4		12	12			
					1	1	10												
		(20)-05 岩船橋	－		4	4	4・7・10・1	4	4	4		4	4				4		
					1	1	10												
		(20)-08 秋里	－	岡国交通省 鳥取河川国道事務所	12	12	毎月 (4・7・10・1) (4・6・7・9・11・1)	12	12	12		12	12		12	12	4		
		(20)-09 中郷橋	－		12	12	毎月 (4・7・10・1) (4・6・7・9・11・1)	12	12	12		12	12		12	12	4		
		(20)-10 宮ノ下	－		12	12	毎月 (4・7・10・1) (4・6・7・9・11・1)	12	12	12	12	12	12		12	12	12		
		(20)-11 谷	－		12	12	毎月 (4・7・(10)・1)	12	12	12		12	12		3	3	1		
千代川水系	〔河－3〕 狐川	(202-01) 堺町橋	－	鳥取市	12	12	毎月	12		12					12	12			
					1	1	10												
		城北橋	－		12	12	毎月	12		12					12	12			
	〔河－4〕 山自川	(203-01) 弥生橋	－		4	4	5・8・11・2	4	4	4		4	4				4		
					1	1	11												
	〔河－5〕 天神川	(204-01) 東雲橋	－		4	4	4・7・10・1	4	4	4		4	4				4		
					1	1	10												
	〔河－6〕 湖山川	(205-01) 賀露宮大橋	－		12	12	毎月	12	12	12	12	12	12		12	12	12		
					1	1	6												
		(205-02) 湖山橋	－		4	4	6・9・12・3	4	4	4	4	4	4				4		
					1	1	6												
		(205-03) 金沢橋	－		12	12	毎月	12	12	12	12	12	12		12	12	12		
					1	1	6												
	〔河－7〕 桜川	(206-01) 松原橋	－		12	12	毎月	12	12	12	12	12	12		12	12	12		
					1	1	6												
	〔河－8〕 船井川	(236-01) 福井	－		12	12	毎月	12	12	12	12	12	12		12	12	12		
	〔河－9〕 三山口川	(237-01) 高住	－		12	12	毎月	12	12	12	12	12	12		12	12	12		
	〔河－10〕 野坂川	(207-01) 安長橋	－		4	4	6・9・12・3	4	4	4		4	4				4		
					1	1	9												
	〔河－11〕 新袋川	(208-01) 美保橋	－	国土交通省 鳥取河川国道事務所	12	12	毎月 (4・7・10・1) (4・6・7・9・11・1)	12	12	12	12	12	12		12	12	12		
					2	2	7・1												
		(208-02) 面影橋	－	鳥取市	4	4	4・7・10・1	4	4	4		4	4				4		
					1	1	10												

水系	〔河川番号〕 河川名	〔地点統一番号〕 地点名	健康項目 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	四塩化炭素	ジクロロメタン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロプロペン（レスリン1,2-ジクロロエチレン）	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン
千代川水系	〔河－1〕 千代川	(00)-01 基 市瀬																												
			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1
		(00)-02 基 稲常																									4			
			2	2	2	2	2	2		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		2	2	2
		(00)-03 基 源太橋																									4			
			2	2	2	2	2	2		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2
		(00)-51 毛谷																												
			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		(00)-52 佐貫																												
			2	2																										
		(00)-53 用瀬																												
			1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		(002-01) 基 行徳																									12			
			2	2	2	2	2	2		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2
			1	1																										
		(002-02) 基 賀露																									1			
			2	2	2	2	2	2		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			2
千代川水系	〔河－2〕 袋川	(20)-01 浜坂																									12			
			2	2	2	2	2	2		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				2
		(20)-02 弁天橋																												
			1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		(20)-03 丸山橋																												
			1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		(20)-05 岩船橋																												
			1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		(20)-08 秋里																									12			
		(20)-09 中郷橋																									12			
		(20)-10 宮ノ下																												
		(20)-11 谷																												
千代川水系	〔河－3〕 狐川	(202-01) 堺町橋																												
			1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1		1	1	1	1
		城北橋																												
	〔河－4〕 山自川	(203-01) 弥生橋																												
			1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	〔河－5〕 天神川	(204-01) 東雲橋																												
			1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1		1	1	1	1
	〔河－6〕 湖山川	(205-01) 賀露宮大橋																												
			1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1		1	1	1	1
		(205-02) 湖山橋																												
			1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1		1	1	1	1
		(205-03) 金沢橋																												
			1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1		1	1	1	1
	〔河－7〕 桜川	(206-01) 松原橋																												
			1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1		1	1	1	1
	〔河－8〕 船井川	(236-01) 福井																												
	〔河－9〕 三山口川	(237-01) 高住																												
	〔河－10〕 野坂川	(207-01) 安長橋																												
			1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1		1	1	1	1
	〔河－11〕 新袋川	(208-01) 美保橋																												
			2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		(208-02) 面影橋																												
			1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1		1	1	1	1

水系	〔河川番号〕 河川名	〔地点統一番号〕 地点名	要監視項目 全項目	FNPのみ	CNPのみ	特殊項目 銅含有量	鉛含有量	亜鉛含有量	その他項目 トリハロメタン生成能	塩化物イオン	アンモニア性窒素	亜硝酸性窒素	硝酸性窒素	りん酸性りん	クロロフィルa	透視度	ふん便性大腸菌群数	電気伝導率	補足測定項目 TOC	備考
千代川水系	〔河－1〕 千代川	(00)-01 基 市瀬								12						12			12	
																		2		
		(00)-02 基 稲常								12						12				アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
																		2		
		(00)-03 基 源太橋							12	12	12					12	12		12	アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
				2														2		
		(00)-51 毛谷								12						12				
																		1		
		(00)-52 佐貫								12	4					12				
																		2		
		(00)-53 用瀬								12	4					12	4			アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
																		2		
		(002-01) 基 行徳								12	12		12			12				アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
																		2		
																				要監視項目全項目のうち、オキシン銅、ウラン、エピクロロヒドリン、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノールを除く
			1																	
		(002-02) 基 賀露								12	12				6	12				アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
																		2		
千代川水系	〔河－2〕 袋川	(20)-01 浜坂								12	12	12	12	12	6	12	4	12		アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
		(20)-02 弁天橋								4						4				アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
																		1		
		(20)-03 丸山橋								12						4				アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
																		1		
		(20)-05 岩船橋								4						4				アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
																		1		
		(20)-08 秋里								12	12	12	12	12	6	12		12		
		(20)-09 中郷橋								12	12	12	12	12	6	12	4	12		
		(20)-10 宮ノ下								12	4				6	12	12		12	
		(20)-11 谷								12	4					12	4			
千代川水系	〔河－3〕 狐川	(202-01) 堺町橋								12										アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
																		1		
		城北橋								12										
	〔河－4〕 山自川	(203-01) 弥生橋								4						4				アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
																		1		
	〔河－5〕 天神川	(204-01) 東雲橋								4						4				※注　旧（立川大橋） アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
																		1		
	〔河－6〕 湖山川	(205-01) 賀露宮大橋								12	12	12	12	12		12		12		アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
		(205-02) 湖山橋								4						4				アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
																		1		
		(205-03) 金沢橋								12	12	12	12	12		12		12		アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
	〔河－7〕 桜川	(206-01) 松原橋								12	12	12	12	12		12		12		アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
	〔河－8〕 船井川	(236-01) 福井								12	12	12	12	12		12		12		
	〔河－9〕 三山口川	(237-01) 高住								12	12	12	12	12		12		12		
	〔河－10〕 野坂川	(207-01) 安長橋								4						4				アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
																		1		
	〔河－11〕 新袋川	(208-01) 美保橋								12	4				6	12	12		12	アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
																		2		
		(208-02) 面影橋								4						4				アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
																		1		

項目欄の数字は、年間における項目ごとの分析検体数を示す。（上欄：生活環境項目、その他項目、要測定指標等に係るもの。下欄 ： 健康項目、要監視項目、特殊項目に係るもの。）

| 水系 | （河川番号）
河川名 | （地点統一番号）
地点名
基：環境基準点 | 環境基準類型 | 実施機関名 | 測定頻度
総測定日数 | 総測定回数 | 測定月 | 生活環境項目
水素イオン濃度（pH） | 溶存酸素量（DO） | 生物化学的酸素要求量（BOD） | 化学的酸素要求量（COD） | 浮遊物質量（SS） | 大腸菌数 | n-ヘキサン抽出物質（油分等） | 全窒素 | 全燐 | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 | 健康項目
カドミウム | 全シアン | 鉛 | 六価クロム | 砒素 | 総水銀 | アルキル水銀 | PCB | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | 四塩化炭素 | ジクロロメタン | 1，2-ジクロロエタン | 1，1，1-トリクロロエタン | 1，1，2-トリクロロエタン | 1，1-ジクロロエチレン | 1，2-ジクロロエチレン | 1，3-ジクロロプロペン | チウラム | シマジン | チオベンカルブ | ベンゼン | セレン | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 弗素 | ふっ素 | ほう素 | 1，4-ジオキサン | 要監視項目
全マンガン | EDTA | NTA | PFOS及びPFOA | 特殊項目
銅 | 亜鉛 | 溶解性鉄含有量 | 溶解性マンガン含有量 | その他項目
トリハロメタン生成能 | 塩化物イオン | アンモニア性窒素 | 亜硝酸性窒素 | 硝酸性窒素 | りん酸性りん | クロロフィルa | 透視度 | ふん便性大腸菌群数 | 電気伝導率 | 補足測定項目
TOC | 備考 |
|---|---|---

項目欄の数字は、年間における項目ごとの分析検体数を示す。（上欄：生活環境項目、その他項目、要測定指標等に係るもの。下欄：健康項目、要監視項目、特殊項目に係るもの。）

水系	（河川番号） 河川名	（地点統一番号） 地点名 基：環境基準点	環境基準類型	実施機関名	測定頻度 総測定日数	総測定回数	測定月	生活環境項目 水素イオン濃度（pH）	溶存酸素量（DO）	生物化学的酸素要求量（BOD）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（SS）	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質（油分等） 非	全窒素	全燐	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホ酸及びその塩	酸化水素
日野川水系	（河一29） 日野川	（005-01）基 生山	AA	鳥取県	12 2	12 2	毎月 （8・2） 8・（2）	12 2	12 2	12 2	12 2	12 2	12 2				12 2	2 2	2 2	
		（005-02）基 淀口	AA	国土交通省 日野川河川事務所	12 2	12 2	毎月 （5・8・11・2） （6・7・8・9） 8・（2）	12 2	12 2	12 2	12 2	12 2	12 2				1 2	2 2	2 2	
		（005-03）基 八幡	AA		12 2	12 2	毎月 （5・8・11・2） （6・7・8・9） 8・（2）	12 2	12 2	12 2	12 2	12 2	12 2				4 2	2 2	2 2	
		（005-51） 矢戸	AA	鳥取県	12 1	12 1	毎月 8	12 1	12 1	12 1	12 1	12 1	12 1				12 1	1 1	1 1	
		（005-52） 下板	AA		12 1	12 1	毎月 8	12 1	12 1	12 1	12 1	12 1	12 1				12 1	1 1	1 1	
		（005-53） 武崎	AA		12 1	12 1	毎月 8	12 1	12 1	12 1	12 1	12 1	12 1				12 1	1 1	1 1	
		（006-01）基 東恩	A	国土交通省 日野川河川事務所	12 2	48 2	毎月 （8・2） （5・8・11・2） 8・（2）	48 2	48 2	48 2	12 2	48 2	48 2				4 2	2 2	2 2
				鳥取県	1	1	10													
		（006-02）基 皆生	A	国土交通省 日野川河川事務所	12 2	12 2	毎月 （5・8・11・2） （6・7・8・9） 8・（2） （5・8・11・2）	12 2	12 2	12 2	12 2	12 2	12 2				1 2	2 2	4 2	2 2
日野川水系	（河一30） 法勝寺川	（220-01） 福市	－	国土交通省 日野川河川事務所	12 2	12 2	毎月 （5・8・11・2） 8・（2） （5・8・11・2）	12 2	12 2	12 2	12 2	12 2	12 2				1 2	2 2	1 2	2 2
		（220-02） 法勝寺	－		12 2	12 2	毎月 （5・8・11・2） （6・7・8・9） 8・（2） （5・8・11・2）	12 2	12 2	12 2	12 2	12 2	12 2				4 2	2 2	4 2	2 2
		（220-52） 入袋	－	米子市	4 1	4 1	5・8・11・2， （8）	4 1	4 1	4 1	4 1	4 1	4 1				1 1			
	（河一31） 小松谷川	（230-01） 青木	－		4 1	4 1	5・8・11・2， （8）	4 1	4 1	4 1	4 1	4 1	4 1				1 1			
	（河一32） 別所川	（240-01） 小林橋	－	伯耆町	6 1	6 1	5・7・9・11・1・3	6 1	6 1	6 1	6 1	6 1	6 1		6 1		6 1			
	（河一33） 板井原川	（221-01） 高尾	－	鳥取県	12 2	12 2	毎月 （8・2）	12 1	12 1	12 1	12 1	12 1	12 1				12 1			
千代川水系	（河一34） 加茂川	（222-01） 離町橋	－	鳥取県	12 2	12 2	毎月 6・10	12 2	12 2	12 2	12 2	12 2	12 2				12 2	2 2	2 2	2 2
		（222-02） 天神橋	－		12 2	12 2	毎月 6・10	12 2	12 2	12 2	12 2	12 2	12 2		12 2	12 2	12 2	2 2	2 2	2 2
		（222-03） 旭橋	－		12 2	12 2	毎月 6・10	12 2	12 2	12 2	12 2	12 2	12 2		12 2	12 2	12 2	2 2	2 2	2 2
		（222-04） 上橋	－		12 2	12 2	毎月 6・10	12 2	12 2	12 2	12 2	12 2	12 2		12 2	12 2	12 2	2 2	2 2	2 2
		（222-05） 糀町橋	－		12 2	12 2	毎月 5・（10）	12 2	12 2	12 2	12 2	12 2	12 2				12 2	2 2	2 2	2 2
	（河一35） 新加茂川	（223-01） 禁止手橋※	－	米子市	4 1	4 1	5・8・11・2， （8）	4 1	4 1	4 1	4 1	4 1	4 1				1 1	1 1	1 1	1 1
		（223-02） 末広橋	－	鳥取県	12 2	12 2	毎月 6・10	12 2	12 2		12 2	12 2	12 2		12 2	12 2	2 2	2 2	2 2	2 2
	（河一36） 大花川	（241-01） 大正町	－		2 2	2 2	6・10 6・10	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2				2 2	2 2	2 2	2 2
蒲生川水系	（河一37） 蒲生川	（224-01） 本庄	－	鳥取市	4 1	4 1	5・8・11・2 5	4 1	4 1	4 1	4 1	4 1	4 1				4 1	1 1	1 1	1 1
		（224-02） 恩志	－		4 1	4 1	5・8・11・2 5	4 1	4 1	4 1	4 1	4 1	4 1				4 1	1 1	1 1	1 1
		（224-03） 太田	－		4 1	4 1	5・8・11・2 5	4 1	4 1	4 1	4 1	4 1	4 1				4 1	1 1	1 1	1 1
		（224-04） 岩美川下流 ［鹿ダム］	－		2 2	2 2	6・12 6・12	2 2										2	2	2
		（224-05） 荒金川上流 ［岩美川合流前］	－		2 2	2 2	6・12 6・12	2 2										2	2	2
		（224-06） 荒金川中流	－		2 2	2 2	6・12 6・12	2 2										2	2	2
		（224-07） 小田川 ［荒金川合流前］	－		2 2	2 2	6・12 6・12	2 2										2	2	2
		（224-08） 小田川 ［松木堰イセキ］	－		2 2	2 2	6・12 6・12	2 2										2	2	2
		（224-11） 浜常川下流	－		2 2	2 2	6・12 6・12	2 2										2	2	2

水系	河川名	地点名	健康項目 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	四塩化炭素	ジクロロメタン	1，2-ジクロロエタン	1，1-ジクロロエチレン	1，2-トリクロロエチレン	1，1，1-トリクロロエタン	1，1，2-トリクロロエタン	1，1-ジクロロエチレン	レスト1，2-ジクロロエチレン	1，3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1，4-ジオキサン	要監視項目 全マンガン	EDTA	PFOS及びPFOAの合計量	特殊項目 銅	鉛含有量	溶解性鉄含有量	亜鉛含有量	その他項目 トリハロメタン生成能	塩化物イオン	アンモニア性窒素	亜硝酸性窒素	硝酸性窒素	りん酸性りん	クロロフィルa	透視度	ふん便性大腸菌群数	電気伝導率	補足測定項目 TOC	備考
日野川水系	（河一29） 日野川	（005-01）基 生山																																							12 2							12 2			12 2	
		（005-02）基 淀口																																														12 2	4 2			アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
		（005-03）基 八幡																																							1 2	12 2	4 2					12 2	12 2		4 2	アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する トリハロメタン生成能は8月に実施
		（005-51） 矢戸																																							12 1							12 1		1 1		
		（005-52） 下板																																							12 1							12 1		1 1		
		（005-53） 武崎																																							12 1							12 1		1 1		
		（006-01）基 東恩																																							4 2	12 2	12 2					48 2	12 2			アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
		（006-02）基 皆生																																							12 2							12 2	4 2	12 2		アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
日野川水系	（河一30） 法勝寺川	（220-01） 福市																																														12 2				アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
		（220-02） 法勝寺																																														12 2	4 2			アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する
		（220-52） 入袋																																							4 1							4 1				
	（河一31） 小松谷川	（230-01） 青木																																							4 1							4 1				
	（河一32） 別所川	（240-01） 小林橋																																																		
	（河一33） 板井原川	（221-01） 高尾																																							12 1							12 1		2 1		
千代川水系	（河一34） 加茂川	（222-01） 離町橋																																							12 2							12 2		2 2		
		（222-02） 天神橋																																							12 2							12 2		2 2		
		（222-03） 旭橋																																							12 2	12 2	12 2	12 2	12 2			12 2		12 2		
		（222-04） 上橋																																							12 2							12 2		2 2		
		（222-05） 糀町橋																																							12 2							12 2		2 2		
	（河一35） 新加茂川	（223-01） 禁止手橋※																																							4 1							4 1				※旧「美古橋」
		（223-02） 末広橋																																							12 2	12 2	12 2	12 2	12 2					12 2		
	（河一36） 大花川	（241-01） 大正町																																							2 2							2 2				
蒲生川水系	（河一37） 蒲生川	（224-01） 本庄																																							4 1							4 1		1 1		
		（224-02） 恩志																																							4 1							4 1		1 1		
		（224-03） 太田																																							4 1							4 1		1 1		
		（224-04） 岩美川下流 ［鹿ダム］																																	2	2	2															
		（224-05） 荒金川上流 ［岩美川合流前］																											2	2	2																					
		（224-06） 荒金川中流																											2	2	2																					
		（224-07） 小田川 ［荒金川合流前］																											2	2	2																					
		（224-08） 小田川 ［松木堰イセキ］																											2	2	2																					
		（224-11） 浜常川下流																											2	2	2																					

項目欄の数字は、年間における項目ごとの分析検体数を示す。（上欄：生活環境項目、その他項目、要測定指標等に係るもの。下欄 ： 健康項目、要監視項目、特殊項目に係るもの。）

| 水系 | （河川番号）
河川名 | （地点統一番号）
地点名
基：環境基準点 | 環境基準類型 | 実施機関名 | 測定頻度
総測定日数 | 総測定回数 | 測定月 | 生活環境項目
水素イオン濃度（ｐＨ） | 溶存酸素量（ＤＯ） | 生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ） | 化学的酸素要求量（ＣＯＤ） | 浮遊物質量（ＳＳ） | 大腸菌数 | ｎ－ヘキサン抽出物質（油分等）鉱油 | ｎ－ヘキサン抽出物質（油分等）動植物油 | 全窒素 | 全燐 | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 | 健康項目
カドミウム | 全シアン | 鉛 | 六価クロム | 砒素 | 総水銀 | アルキル水銀 | ＰＣＢ | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | 四塩化炭素 | ジクロロメタン | 1，2－ジクロロエタン | 1，1－ジクロロエチレン | 1，2－トリクロロエチレン | 1，1，1－トリクロロエタン | 1，1，2－トリクロロエタン | 1－1－ジクロロエチレン | レスト－1，2－ジクロロエチレン | 1，3－ジクロロプロペン | チウラム | シマジン | チオベンカルブ | ベンゼン | セレン | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | ふっ素 | ほう素 | 1，4－ジオキサン | 要監視項目
全マンガン | ＥＰＮ | ＣＮＰＰＮＰのみ | 特殊項目
銅 | 亜鉛 | 溶解性鉄含有量 | 溶解性マンガン含有量 | その他項目
トリハロメタン生成能 | 塩化物イオン | アンモニア性窒素 | 亜硝酸性窒素 | 硝酸性窒素 | りん酸性りん | クロロフィルａ | 透視度 | ふん便性大腸菌群数 | 電気伝導率 | 補足測定項目
Ｔ | Ｏ | Ｃ | 備考 |
|---|---|---

水質測定計画一覧表（湖沼）
（２）湖　沼

項目欄の数字は、年間における項目ごとの分析検体数を示す。（上欄：生活環境項目、その他項目、要測定指標等に係るもの。下欄：健康項目、要監視項目、特殊項目に係るもの。）
ただし、採水部位が2層以上の場合であっても、1地点1層としての分析検体数を計上し、採水部位は備考欄に記載した。湖山池及び賀露港の植物プランクトンの調査は鳥取市と鳥取県が協同で実施する。

| 水系 | (湖沼番号)
湖沼名 | (地点統一番号)
地点名
基：環境基準点 | 環境基準類型 | 実施機関名 | 測定頻度
総測定日数 | 総測定回数 | 測定月 | 生活環境項目
水素イオン濃度（ｐＨ） | 溶存酸素量（ＤＯ） | 生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ） | 化学的酸素要求量（ＣＯＤ） | 浮遊物質量（ＳＳ） | 大腸菌数 | ｎ－ヘキサン抽出物質（油分等） | 全窒素 | 全燐 | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 | 底層溶存酸素量 | 健康項目
カドミウム | 全シアン | 鉛 | 六価クロム | 砒素 | 総水銀 | アルキル水銀 | ＰＣＢ | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | 四塩化炭素 | ジクロロメタン | 1，2-ジクロロエタン | 1，1，1-トリクロロエタン | 1，1，2-トリクロロエタン | 1，1-ジクロロエチレン | シス-1，2-ジクロロエチレン | 1，3-ジクロロプロペン（Ｄ－Ｄ） | チウラム | シマジン | チオベンカルブ | ベンゼン | セレン | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | ふっ素 | ほう素 | 1，4-ジオキサン | 要監視項目
全ＰＮ項目 | ＥＰＮのみ | ＣＰＮのみ | 特殊項目
銅含有量 | 亜鉛含有量 | 溶解性鉄含有量 | その他項目
トリハロメタン生成能 | 塩化物イオン | アンモニア性窒素 | 亜硝酸性窒素 | 硝酸性窒素 | りん酸性りん | クロロフィルａ | 透明度 | ふん便性大腸菌群数 | 電気伝導率 | 植物プランクトン | 溶解性化学的酸素要求量 | 溶解性窒素 | 溶解性りん | 溶解性りん酸性りん | 透視度 | 濁度 | 補足測定項目<Ｏ>Ｔ | 備考 |
|---|---|---

項目欄の数字は、年間における項目ごとの分析検体数を示す。（上欄：生活環境項目、その他項目、要測定指標等に係るもの。下欄：健康項目、要監視項目、特殊項目に係るもの。）
ただし、採水部位が2層以上の場合であっても、1地点1層としての分析検体数を計上し、採水部位は備考欄に記載した。湖山池及び賀露港の植物プランクトンの調査は鳥取市と鳥取県が協同で実施する。

| 水系 | （湖沼番号）
湖沼名 | （地点統一番号）
地点名
基：環境基準点 | 環境基準類型 | 実施機関名 | 測定頻度
総測定日数 | 総測定回数 | 測定月 | 生活環境項目
水素イオン濃度（pH） | 溶存酸素量（DO） | 生物化学的酸素要求量（BOD） | 化学的酸素要求量（COD） | 浮遊物質量（SS） | 大腸菌数 | n-ヘキサン抽出物質（油分等） | 全窒素 | 全燐 | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホンの塩酸及び塩 | 底層溶存酸素量 | 健康項目
カドミウム | 全シアン | 鉛 | 六価クロム | 砒素 | 総水銀 | アルキル水銀 | PCB | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | 四塩化炭素 | 1，2-ジクロロエタン | 1，1-ジクロロエタン | 1，1，2-トリクロロエタン | 1，1，1-トリクロロエタン | 1，1-ジクロロエチレン | シス-1，2-ジクロロエチレン | 1，3-ジクロロプロペン（トランスを含む） | チウラム | シマジン | チオベンカルブ | ベンゼン | セレン | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | ふっ素 | ほう素 | 1，4-ジオキサン | 要監視項目
全ベータ項目 | 全NEPA項目 | 全NEPAのみ | 特殊項目
銅含有量 | 鉛含有量 | 亜鉛含有量 | 溶解性鉄含有量 | その他項目
トリハロメタン生成能 | 塩化物イオン | アンモニア性窒素 | 亜硝酸性窒素 | 硝酸性窒素 | りん酸性りん | クロロフィルa | 透明度 | ふん便性大腸菌群数 | 電気伝導率 | 植物プランクトン | 溶解性化学的酸素要求量 | 溶解性窒素 | 溶解性りん | 溶解性りん酸性りん | 透視度 | 濁度 | 補足測定項目
TOC | 備考 |
|---|---|---

水質測定計画一覧表（海域）

（３）海　域

項目欄の数字は、年間における項目ごとの分析検体数を示す。　（上欄：生活環境項目、その他項目に係るもの。下欄：健康項目、要監視項目、特殊項目に係るもの。）ただし、採水部位が2層以上の場合であっても、1地点1層としての分析検体数を計上し、採水部位は備考欄に記載した。

海水浴場については、令和6年度に開設される箇所について、遊泳区域内の水質調査を実施するものとする。

| （海域番号）
海域名 | （地点統一番号）
地点名
基:環境基準点 | 環境基準類型 | 実施機関名 | 測定頻度 | | | 生活環境項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | 健康項目 | | | | | | | | | | | | | | | | |

項目欄の数字は、年間における項目ごとの分析検体数を示す。　（上欄：生活環境項目、その他項目に係るもの。下欄：健康項目、要監視項目、特殊項目に係るもの。）ただし、採水部位が2層以上の場合であっても、1地点1層としての分析検体数を計上し、採水部位は備考欄に記載した。
海水浴場については、令和6年度に開設される箇所について、遊泳区域内の水質調査を実施するものとする。

| （海域番号）
海域名 | （地点統一番号）
地点名
基:環境基準点 | 環境基準類型 | 実施機関名 | 測定頻度 | | | 生活環境項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 健康項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

表－2 測定地点数

区分		生活環境項目・その他項目	健康項目・要監視項目・特殊項目
		地点数	地点数
河川	千代川水系	39	32
	天神川水系	23	18
	日野川水系	14	11
	斐伊川水系	8	7
	二級河川	36	30
	計	120	98
湖沼	湖山池	4	4
	東郷池	4	4
	多鯰ヶ池	3	3
	中海	9	3
	ダム貯水池	4	1
	計	24	15
海域	美保湾	8	8
	日本海沿岸	9	8
	海水浴場	11	0
	計	28	16
合計		172	129

注　海水浴場については、測定地点数でなく浴場数を計上。

表-3 実施機関別測定地点数

区分	河川	湖沼	海域	計
鳥取県	42	14	20	76
国土交通省	26	3	－	29
鳥取市	44	7	8	59
倉吉市	5	－	－	5
米子市	3	－	－	3
八頭町	2	－	－	2
伯耆町	1	－	－	1
合計	123	24	28	175

注　（1）同一地点で複数機関が測定する地点はそれぞれに計上した。
　　（2）海域のうち、海水浴場については、浴場数を計上した。

図-1　公共用水域水質測定地点図
(1)河川
【全体図】

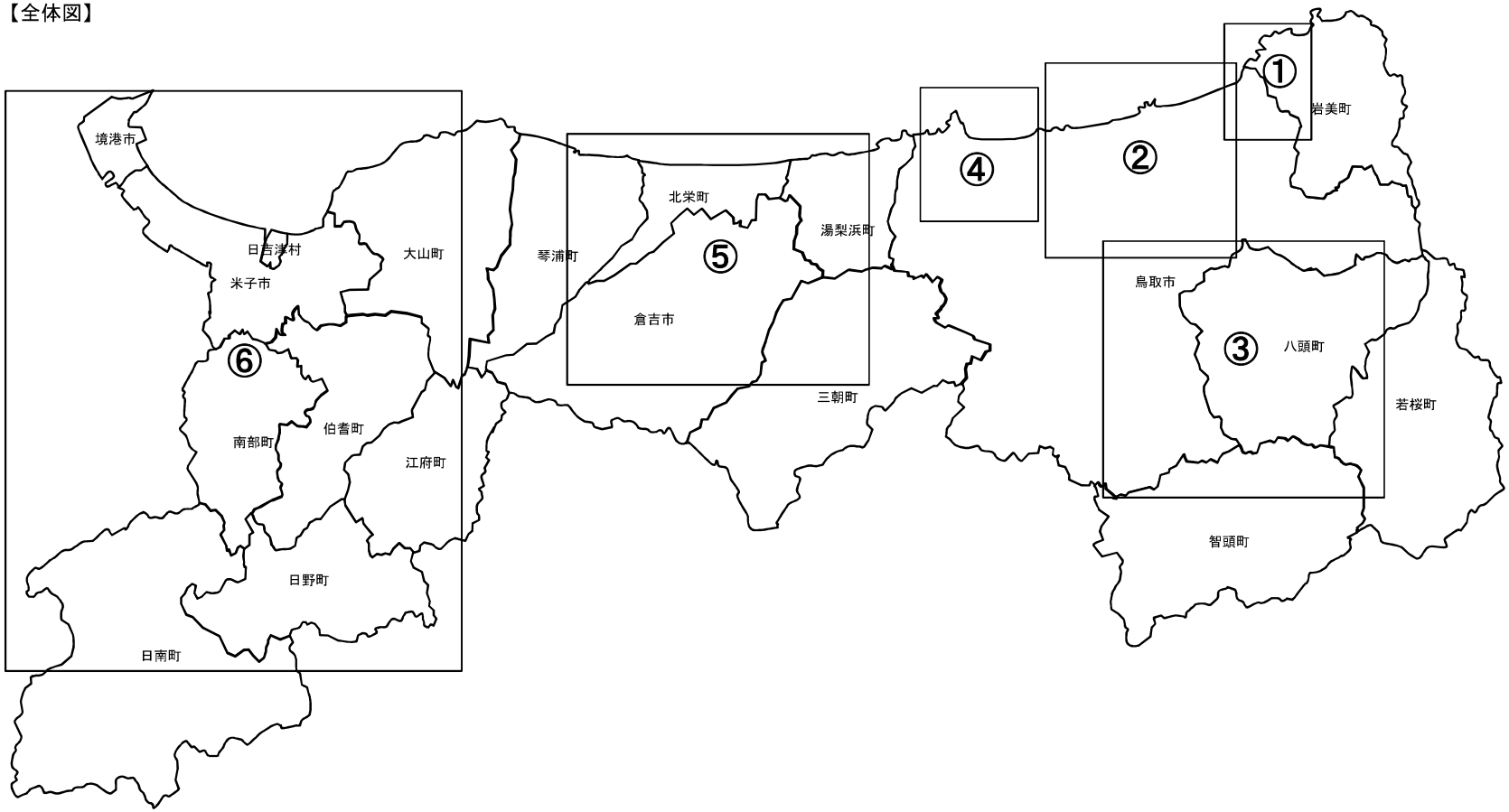

（1）河川
【東部-1】

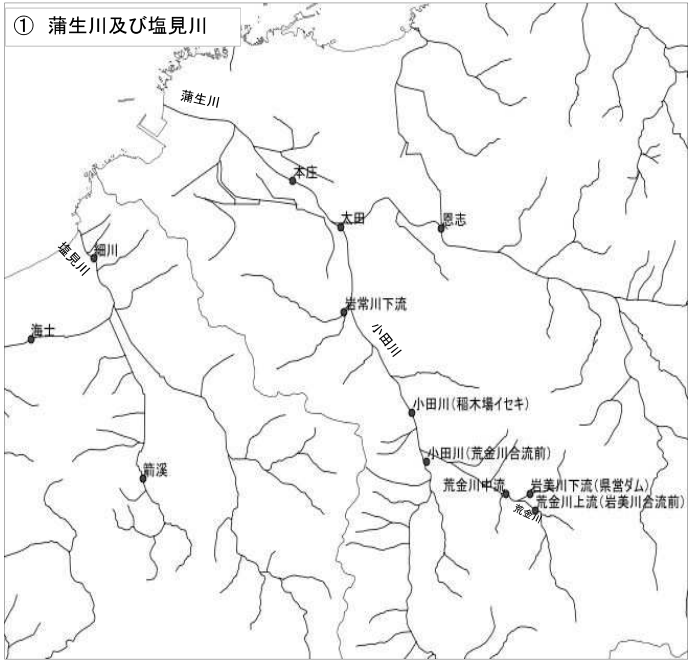
① 蒲生川及び塩見川
蒲生川
本庄
大田
恩志
塩見川
細川
岩常川下流
小田川
海士
小田川(稲木堰イセキ)
小田川(荒金川合流前)
箭溪
荒金川中流
岩美川下流(県営ダム)
荒金川上流(岩美川合流前)
荒金川

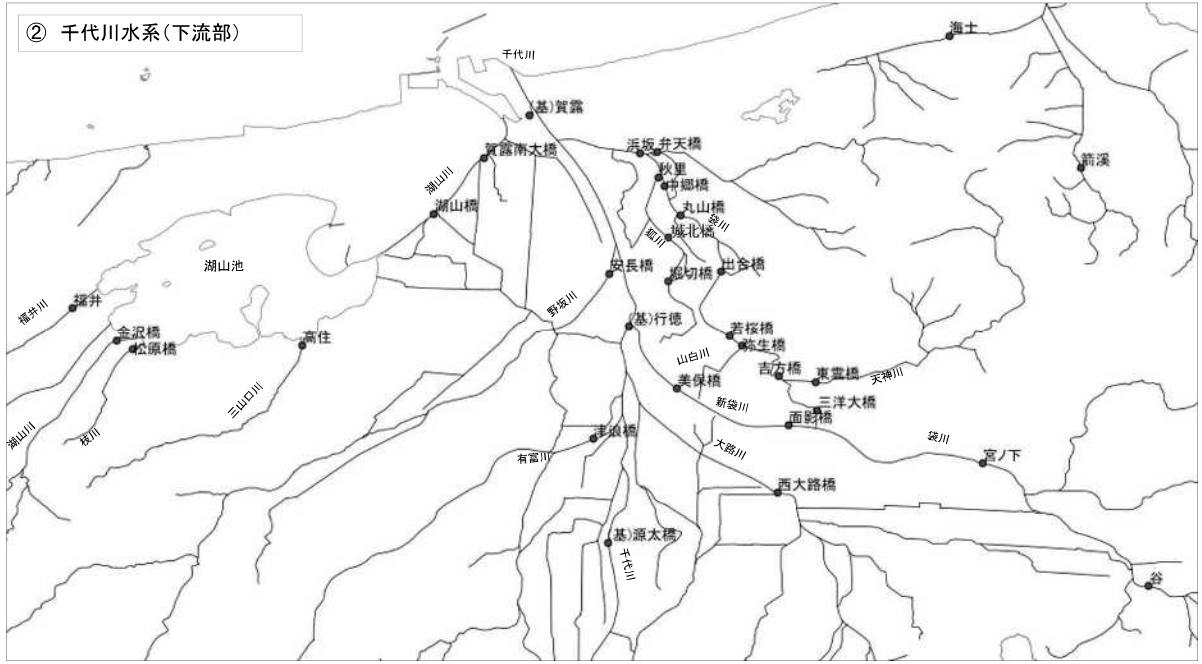
② 千代川水系(下流部)
千代川
海士
(基)賀露
賀露南大橋
浜坂弁天橋
秋里
中郷橋
丸山橋
城北橋
湖山川
湖山橋
湖山池
安長橋
鳥取橋
出合橋
福井川
福井
野坂川
(基)行徳
若桜橋
弥生橋
金沢橋
松原橋
高住
山白川
吉方橋
東雲橋
天神川
美保橋
新袋川
三洋大橋
面影橋
三山口川
袋川
宮ノ下
津ノ橋
有富川
大路川
西大路橋
(基)源太橋
千代川
箭溪
谷

【東部-2】

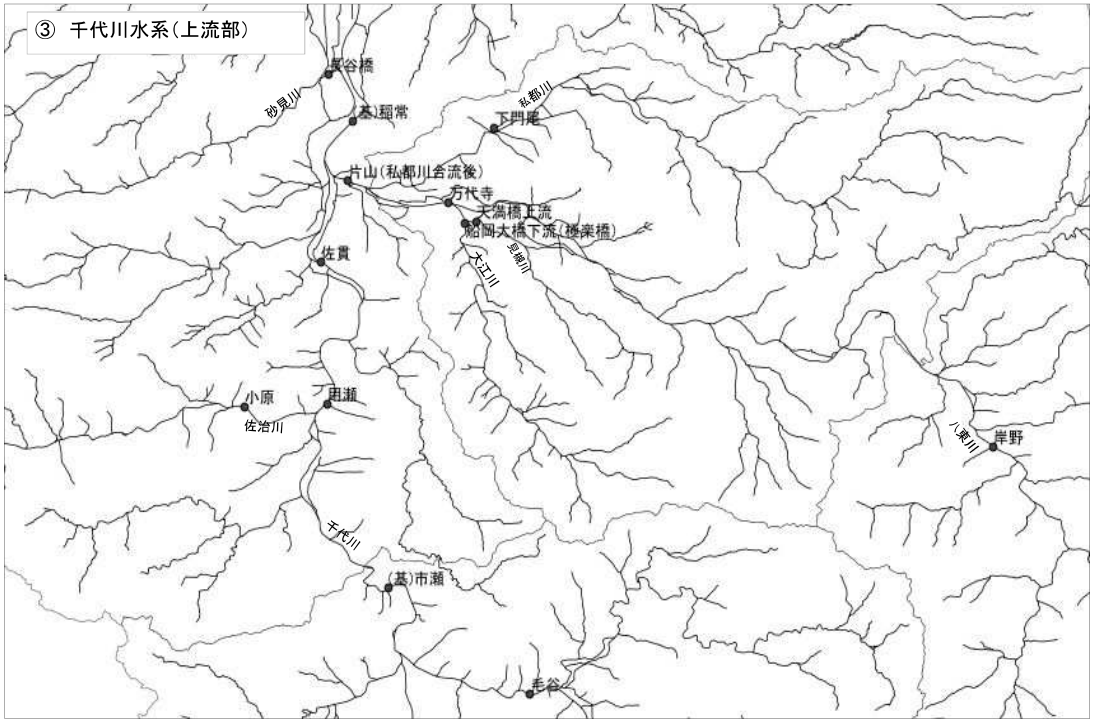
③ 千代川水系(上流部)
長谷橋
砂見川
(基)麺常
私都川
下門尾
片山(私都川合流後)
方代寺
大満橋上流
船岡大橋下流(極楽橋)
佐貫
大江川
豊柳川
小原
田瀬
佐治川
八東川
岸野
千代川
(基)市瀬
毛谷

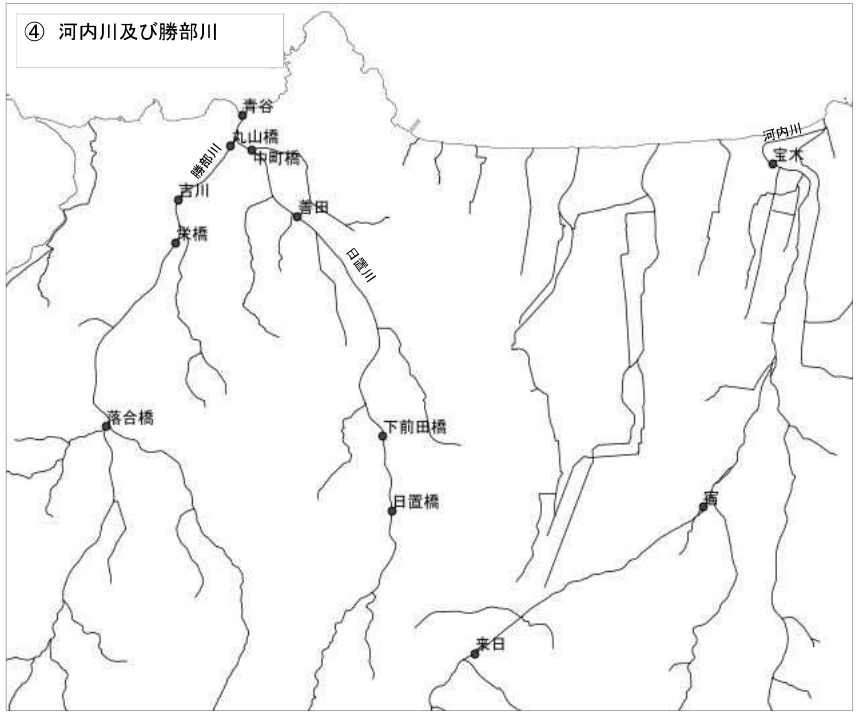
④ 河内川及び勝部川
青谷
丸山橋
中町橋
勝部川
吉川
善田
栄橋
日置川
河内川
宝木
落合橋
下前田橋
日置橋
商
来日

【中部】

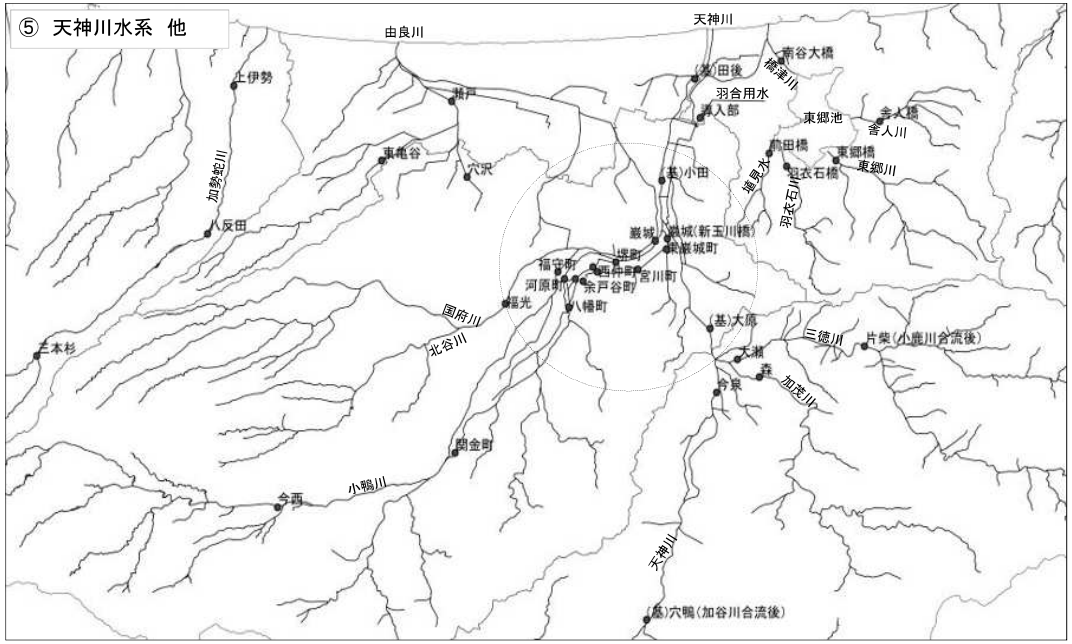
⑤ 天神川水系 他
由良川
天神川
上伊勢
(基)田後
南谷大橋
羽合用水
東亀谷
穴沢
(基)小田
東郷池
舎人橋
舎人川
東郷橋
東郷川
加勢蛇川
八反田
嶽城(新玉川橋)
福守町
河原町
西仲町
宮川町
糸戸谷町
八幡町
福光
国府川
北谷川
三本杉
(基)大原
三徳川
片柴(小鹿川合流後)
大瀬
森
今泉
加茂川
関金町
小鴨川
今西
(基)穴鴨(加谷川合流後)

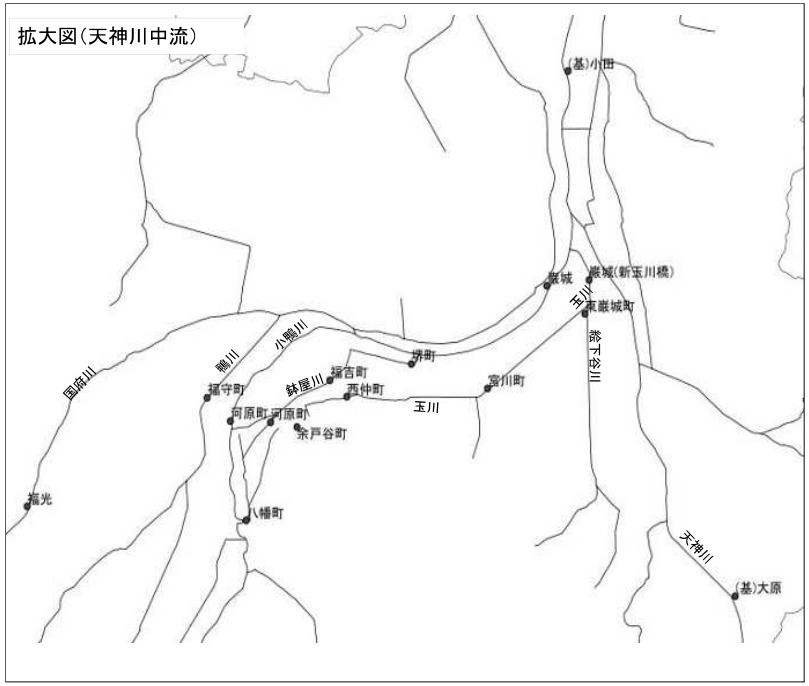
拡大図(天神川中流)
(基)小田
嶽城
嶽城(新玉川橋)
東嶽城町
玉川
小鴨川
国府川
堺町
福守町
鉄屋川
福吉町
西仲町
宮川町
河原町
河原町
糸戸谷町
玉川
福光
八幡町
天神川
(基)大原

【西部】

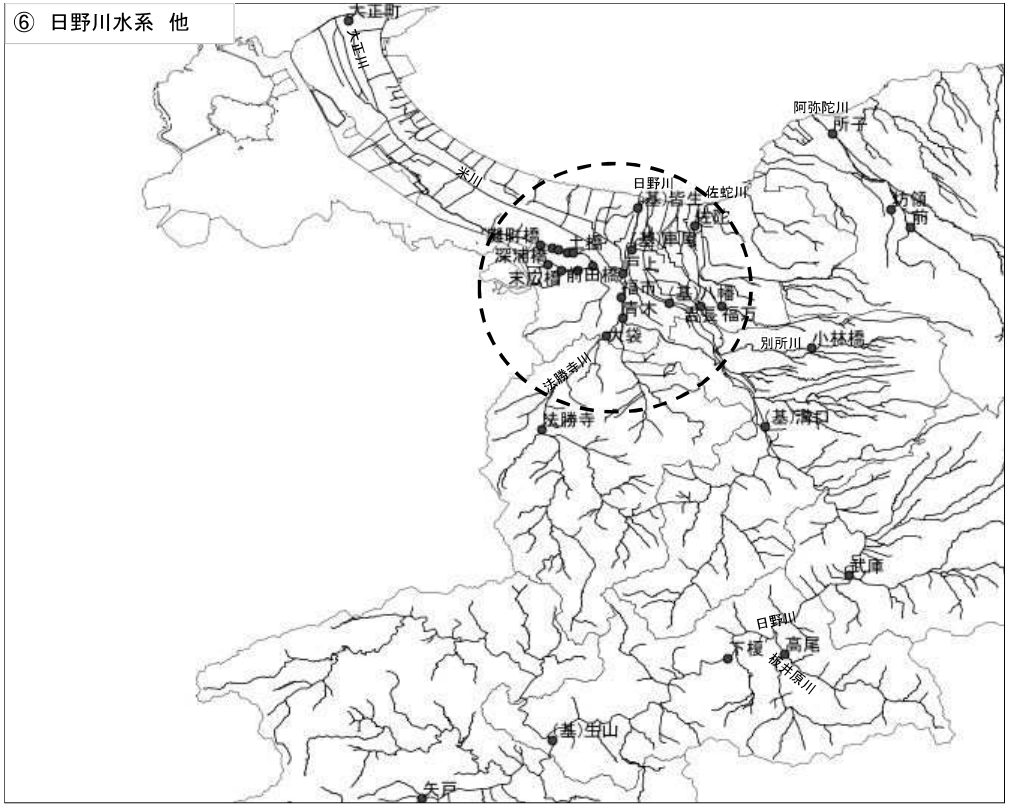
⑥ 日野川水系 他
大正町
大正中
米川
阿弥陀川
所子
日野川
(基)皆生
佐蛇川
佐陀
坊領
前
難町橋
深浦橋
土橋
(基)車尾
末広橋
前田橋
戸上
福市
(基)八幡
吉木
高長
福万
大袋
別所川
小林橋
法勝寺川
法勝寺
(基)清水
武庫
日野川
下榎
高尾
桜井原川
(基)宇山
矢戸

拡大図(日野川下流周辺)
日野川
(基)皆生
佐蛇川
佐陀
加茂川
難町橋
天神橋
旭橋
土橋
糀町橋
(基)車尾
深浦橋
末広橋
前田橋
新加茂川
猿土手橋
戸上
法勝寺川
福市
(基)八幡
吉長
福万
吉木
小松谷川
大袋

（2）湖沼

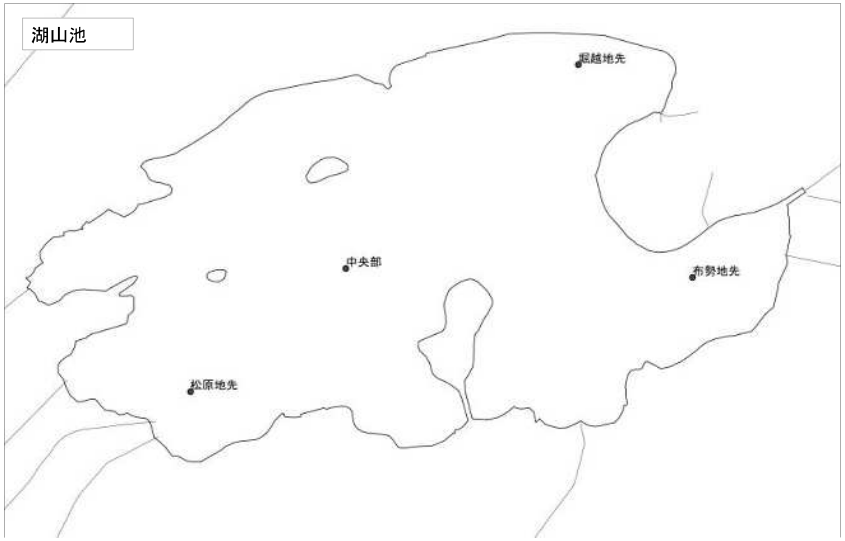
湖山池
堀越地先
中央部
布勢地先
松原地先

多鯰ヶ池
北部
西部
東南部

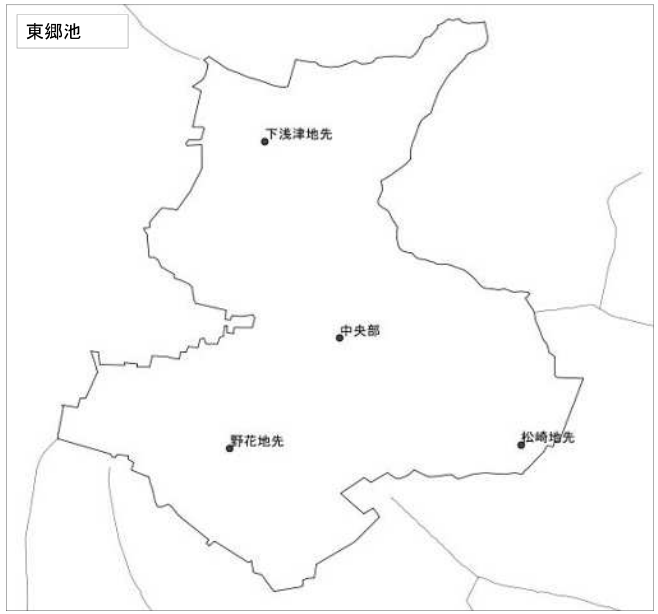
東郷池
下浅津地先
中央部
野花地先
松崎地先

中海
境水道出口(No.8)
境水道中央部
(No.1)(T-1)
長海町地先(NH-1)
N-8
木庄
渡町地先
小篠津町地先(N-7)
上宇部尾町地先(NH-2)
中浜港(No.9)
美保飛行場地先(No.5)
佐斐神町地先(No.10)
境津地先(No.2)(T-2)
中海中央部(N-6)
飯梨川河口地先(N-3)
意東鼻地先(N-2)
大橋川河口地先(N-1)
安来港地先
(N-4)
彦名町地先(No.6)
羽入川河口地先(N-5)
旧加茂川河口地先(No.7)
米子湾中央部(No.3)(T-3)
※薄字箇所は島根県側の測定地点
※T,N,NHの地点記号が付与された測定地点(N-8を除く)は環境基準点

（3）海域

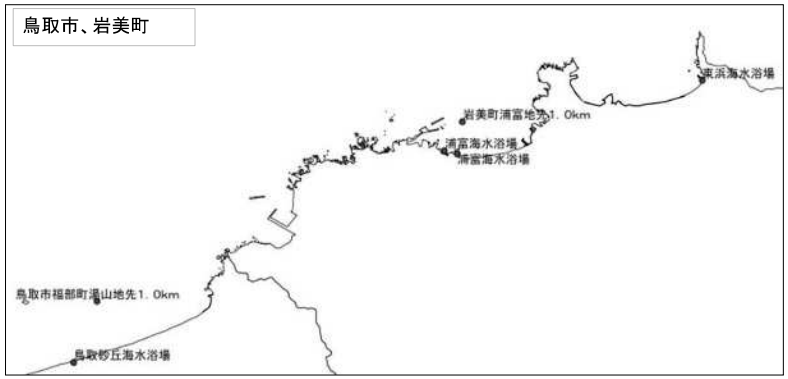
鳥取市、岩美町
東浜海水浴場
岩美町浦富地先1. 0km
浦富海水浴場
浦富海水浴場
鳥取市福部町湯山地先1. 0km
鳥取砂丘海水浴場

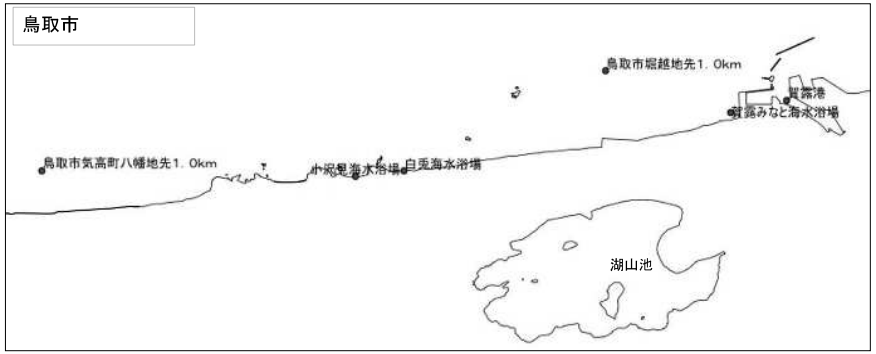
鳥取市
鳥取市堀越地先1. 0km
賀露港
賀露みなと海水浴場
鳥取市気高町八幡地先1. 0km
小沢見海水浴場
白兎海水浴場
湖山池

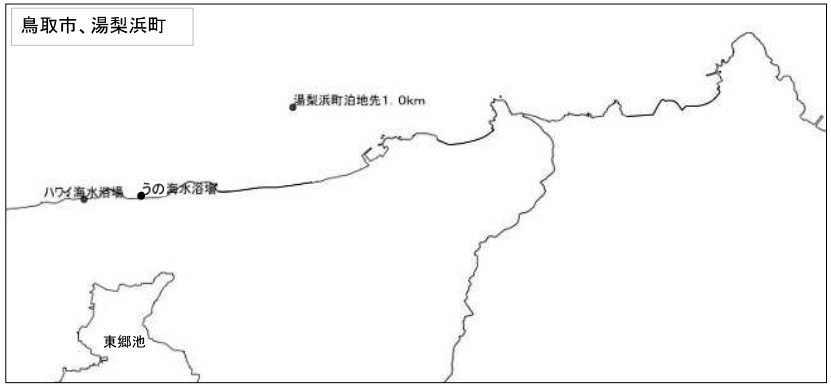
鳥取市、湯梨浜町
湯梨浜町泊地先1. 0km
ハワイ海水浴場
うの海水浴場
東郷池

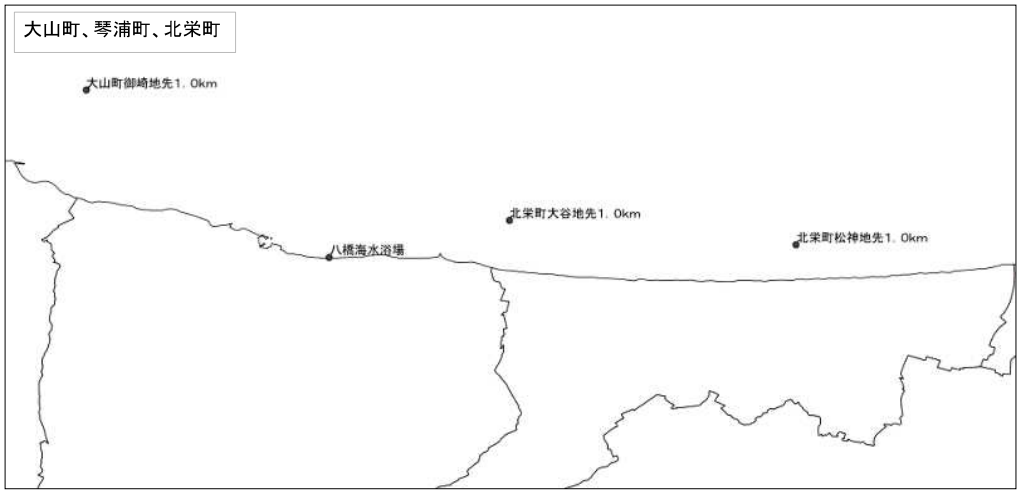
大山町、琴浦町、北栄町
大山町御崎地先1. 0km
北栄町大谷地先1. 0km
北栄町松神地先1. 0km
八橋海水浴場

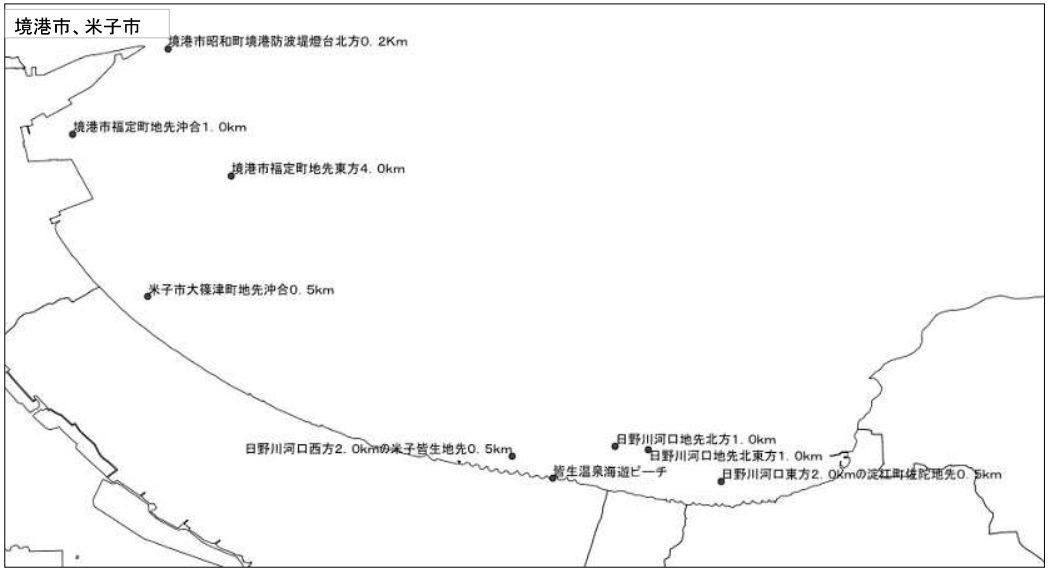
境港市、米子市
境港市昭和町境港防波堤燈台北方0. 2Km
境港市福定町地先沖合1. 0km
境港市福定町地先東方4. 0km
米子市大篠津町地先沖合0. 5km
日野川河口地先北方1. 0km
日野川河口地先北東方1. 0km
日野川河口西方2. 0kmの米子皆生地先0. 5km
皆生温泉海遊ビーチ
日野川河口東方2. 0kmの淀江町佐陀地先0. 5km

(4)ダム

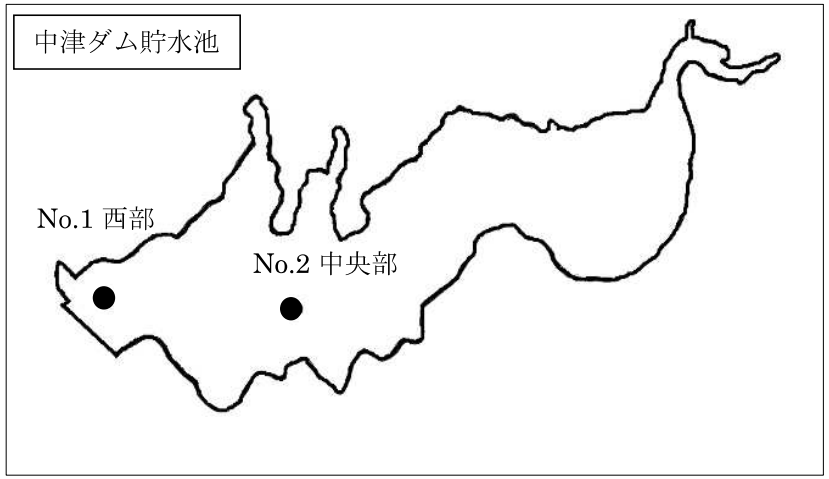

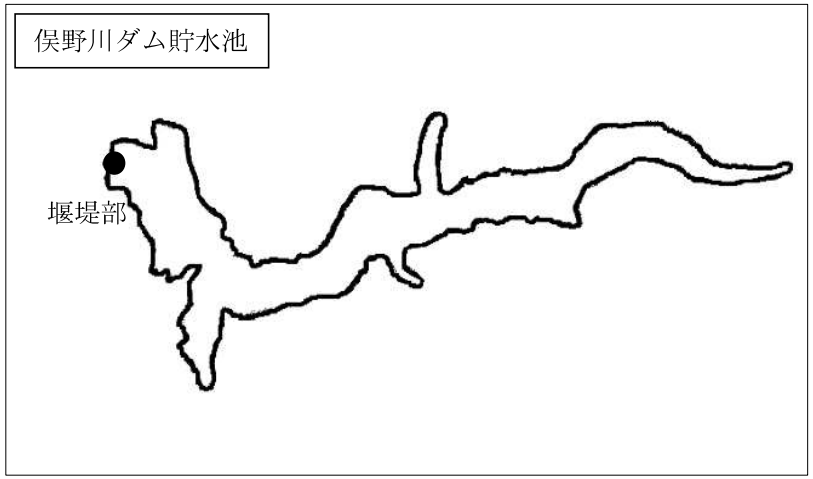

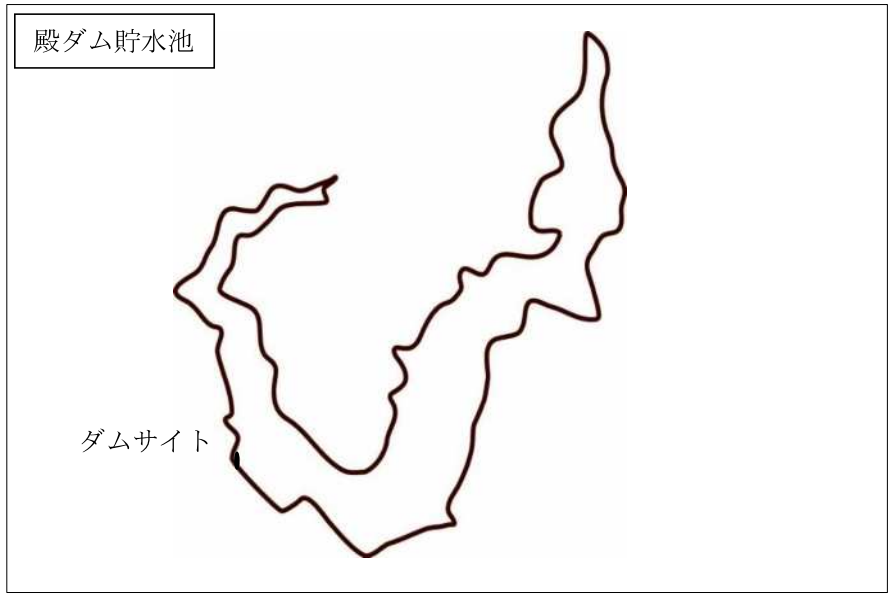

〔参　考〕

図－２　環境基準類型指定概要図

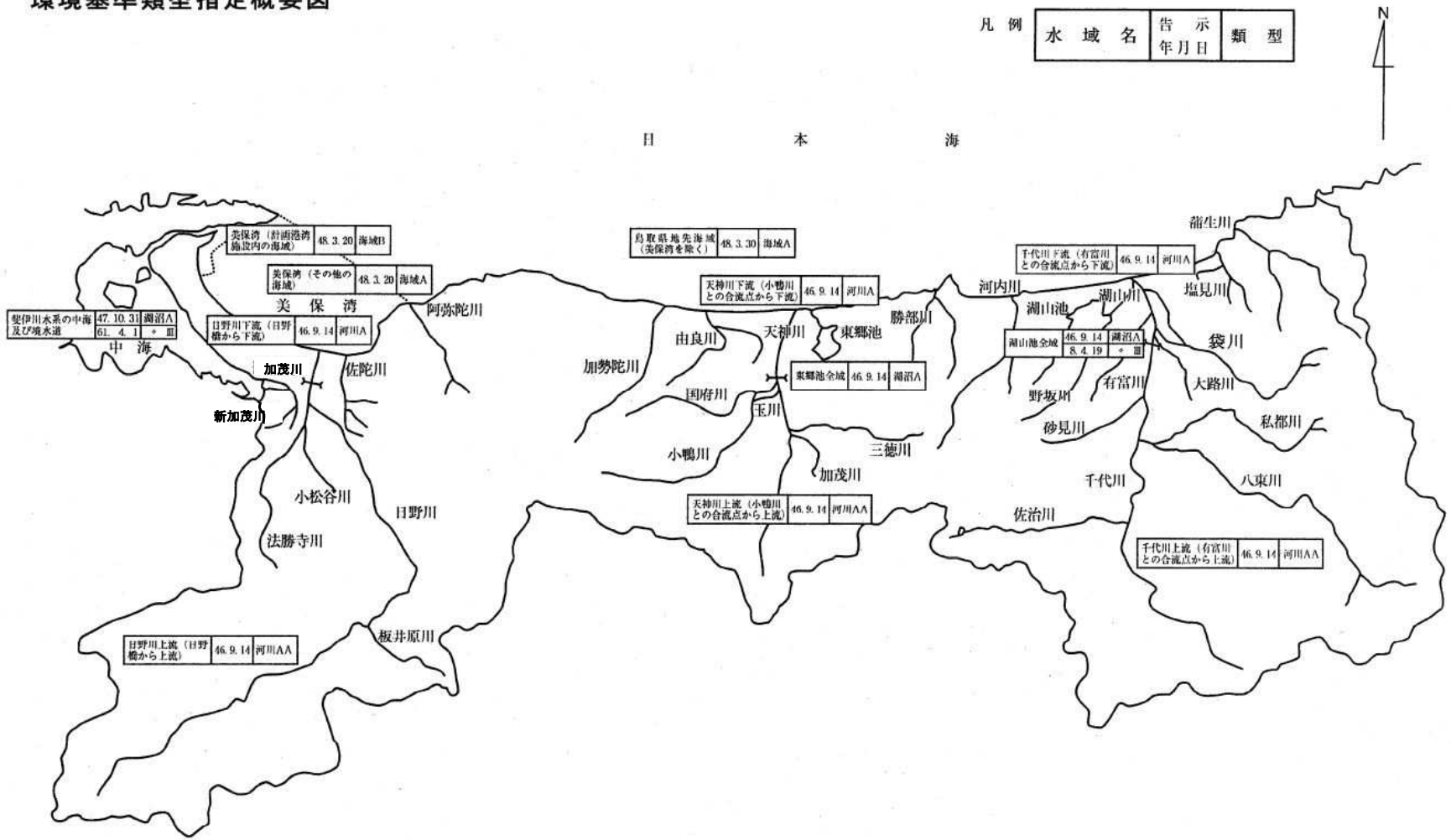

公共用水域水質測定結果入力要領

1　全般的な注意事項

（1）本表には測定値のみを入力すること。

（2）測定値の取扱方法等基本的な事項については、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」（平成 13 年 5 月 31 日付環水企第 92 号環境省環境管理局水環境部長通知。以下「環境省通知　環水企第 92 号」という。）によること。

（3）必須項目は必ず入力すること。

2　地点統一番号（必須項目）

地点統一番号を下記のように入力する。ただし、001 などの 0 は省略できない。

（1）県コード　　2 桁の半角数字を入力すること。

（2）水域コード　　3 桁の半角数字を入力すること。

（3）地点コード　　2 桁の半角数字を入力すること。

3　調査年度（必須事項）

西暦年 4 桁を入力する。

4　調査区分（必須事項）

年間調査は「0」、補足調査は「1」と入力する。「年間調査」とは、年間を通じて一定間隔で行われた調査のことである。また、「補足調査」とは、ある月において他の月より測定日数が多い場合の調査で、例えば年 12 回の調査以外に 1 回通日調査を行う場合がこれに当たる。（通日調査であっても、年 12 回のうちの 1 回である場合には「補足調査」に当たらない。）

5　採取月日、採取時刻（必須事項）

・採取月日、採取時刻とも 4 桁の半角数字を入力する。

・採取時刻は 24 時間表示とし 24 時 00 分は翌日の 00 時 00 分とする。

・また湖沼、海域で 2 層以上測定している場合は原則として各層すべてに表層の採取時刻を入力する。

6　天　候

天候コードを下記に基づいて入力する。

コード	天　候	コード	天　候	コード	天　候
01	快晴	08	霧	15	雷
02	晴	09	霧雨	16	一時雨
03	薄雲	10	雨	17	一時雪
04	曇	11	みぞれ	18	時々雨
05	煙霧	12	雪	19	時々雪
06	砂じんあらし	13	あられ	20	大雨
07	地ふぶき	14	ひょう	21	大雪

7　気温及び水温

小数点第 1 位までの半角数値を入力すること。マイナスがある場合には「－」を入力する。

8　流　量

一般的には小数点以下第 3 位を切り捨てて第 2 位まで入力する。マイナスがある場合には「－」を入力する。

９　採取位置（必須事項）

・以下の２桁コードを入力する。

河　　川		湖　沼　・　海　域	
コード	内　　容	コード	内　　容
01	流心（中央）	11	上層（表層）
02	左岸	12	中層
03	右岸	13	下層
04	左岸・右岸の混合	14	上層・下層の混合
05	左岸・右岸・流心の混合	15	上層・中層の混合
		16	中層・下層の混合
		17	上層・中層・下層の混合

・４層以上測定する場合は、最上層、最下層以外はすべて中層とする。

10　採取水深（必須事項）

水面下 0.5mのところで採取した場合「0.5」と入力する。

11　数値の入力

各項目の有効数字等の取扱い及び報告下限値未満の数値の入力については、環境省通知　環水企第 92 号によること。

なお、主な項目についての有効数字等の取扱い及び報告下限値未満の数値の入力方法は別表２のとおりである。

別表２　有効数字、記載桁数、報告下限値及び報告下限値未満の数値の記載方法

項目		有効数字	記載桁数	報　告下限値	報告下限値未満の数値の入力方法
生活環境項目	水素イオン濃度（pH）	－	小数点以下１桁まで	－	－
	溶存酸素量(DO)　(mg/l)	２桁	〃	0.5	＜0.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)（〃）	〃	〃	0.5	＜0.5
	化学的酸素要求量(COD)（〃）	〃	〃	0.5	＜0.5
	浮遊物質量(SS)　（〃）	〃	整数（１の位まで）	1	＜1
	大腸菌数　(CFU/100ml)	〃	整数（１の位まで）	1	＜1
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)(mg/l)	〃	小数点以下１桁まで	0.5	＜0.5
	全窒素　（〃）	〃	〃　２　〃	0.05	＜0.05
	全　燐　（〃）	〃	〃　３　〃	0.003	＜0.003
	全亜鉛　（〃）	〃	〃　３　〃	0.001	＜0.001
	ノニルフェノール（〃）	〃	〃　５　〃	0.00006	＜0.00006
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）（〃）	〃	〃　４　〃	0.0006	＜0.0006
健康項目	カドミウム　（〃）	２桁	小数点以下４桁まで	0.0003	＜0.0003
	全シアン　（〃）	〃	〃　１　〃	0.1	＜0.1
	鉛　（〃）	〃	〃　３　〃	0.005	＜0.005
	六価クロム　（〃）	〃	〃　３　〃	0.002	＜0.002
	砒素　（〃）	〃	〃　３　〃	0.005	＜0.005
	総水銀　（〃）	〃	〃　４　〃	0.0005	＜0.0005
	アルキル水銀　（〃）	〃	〃　４　〃	0.0005	＜0.0005
	PCB　（〃）	〃	〃　４　〃	0.0005	＜0.0005
	ジクロロメタン　（〃）	〃	〃　３　〃	0.002	＜0.002
	四塩化炭素　（〃）	〃	〃　４　〃	0.0002	＜0.0002
	1,2-ジクロロエタン　（〃）	〃	〃　４　〃	0.0004	＜0.0004
	1,1-ジクロロエチレン　（〃）	〃	〃　２　〃	0.01	＜0.01
	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ　（〃）	〃	〃　３　〃	0.004	＜0.004
	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ　（〃）	〃	〃　４　〃	0.0005	＜0.0005
	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ　（〃）	〃	〃　４　〃	0.0006	＜0.0006
	トリクロロエチレン　（〃）	〃	〃　３　〃	0.002	＜0.002
	テトラクロロエチレン　（〃）	〃	〃　４　〃	0.0005	＜0.0005
	1,3-ジクロロプロペン　（〃）	〃	〃　４　〃	0.0002	＜0.0002
	チウラム　（〃）	〃	〃　４　〃	0.0006	＜0.0006
	シマジン　（〃）	〃	〃　４　〃	0.0003	＜0.0003
	チオベンカルブ　（〃）	〃	〃　３　〃	0.002	＜0.002
	ベンゼン　（〃）	〃	〃　３　〃	0.001	＜0.001
	セレン　（〃）	〃	〃　３　〃	0.002	＜0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素　（〃）	〃	〃　１　〃	0.1	＜0.1
	（硝酸性窒素）　（〃）	〃	〃　２　〃	0.05	＜0.05
	（亜硝酸性窒素）　（〃）	〃	〃　２　〃	0.05	＜0.05
	ふっ素　（〃）	〃	〃　２　〃	0.08	＜0.08
	ほう素　（〃）	〃	〃　１　〃	0.1	＜0.1
	1,4-ジオキサン　（〃）	〃	〃　３　〃	0.005	＜0.005

項目		有効数字	記載桁数	報　告下限値	報告下限値未満の数値の入力方法
要監視項目	クロロホルム　（〃）	2桁	小数点以下3桁まで	0.006	＜0.006
	ﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ　（〃）	〃	〃　3　〃	0.004	＜0.004
	1,2-ジクロロプロパン　（〃）	〃	〃　3　〃	0.006	＜0.006
	p-ジクロロベンゼン　（〃）	〃	〃　2　〃	0.02	＜0.02
	イソキサチオン　（〃）	〃	〃　4　〃	0.0008	＜0.0008
	ダイアジノン　（〃）	〃	〃　4　〃	0.0005	＜0.0005
	ﾌｪﾆﾄﾛﾁｵﾝ（MEP）（〃）	〃	〃　4　〃	0.0003	＜0.0003
	イソプロチオラン（〃）	〃	〃　3　〃	0.004	＜0.004
	オキシン銅（有機銅）（〃）	〃	〃　3　〃	0.004	＜0.004
	クロロタロニル（TPN）（〃）	〃	〃　3　〃	0.005	＜0.005
	プロピザミド　（〃）	〃	〃　4　〃	0.0008	＜0.0008
	EPN　（〃）	〃	〃　4　〃	0.0006	＜0.0006
	ジクロルボス（DDVP）（〃）	〃	〃　4　〃	0.0008	＜0.0008
	ﾌｪﾉﾌﾞｶﾙﾌﾞ（BPMC）（〃）	〃	〃　3　〃	0.003	＜0.003
	イプロベンホス（IBP）（〃）	〃	〃　4　〃	0.0008	＜0.0008
	ｸﾛﾙﾆﾄﾛﾌｪﾝ（CNP）（〃）	〃	〃　4　〃	0.0005	＜0.0005
	トルエン　（〃）	〃	〃　2　〃	0.06	＜0.06
	キシレン　（〃）	〃	〃　2　〃	0.04	＜0.04
	ﾌﾀﾙ酸ｼﾞｴﾁﾙﾍｷｼﾙ　（〃）	〃	〃　3　〃	0.006	＜0.006
	ニッケル　（〃）	〃	〃　3　〃	0.001	＜0.001
	モリブデン　（〃）	〃	〃　3　〃	0.007	＜0.007
	アンチモン　（〃）	〃	〃　3　〃	0.002	＜0.002
	塩化ビニルモノマー　（〃）	〃	〃　4　〃	0.0002	＜0.0002
	エピクロロヒドリン　（〃）	〃	〃　4　〃	0.0001	＜0.0001
	全マンガン　（〃）	〃	〃　2　〃	0.02	＜0.02
	ウラン　（〃）	〃	〃　4　〃	0.0002	＜0.0002
	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸（PFOS）及び ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸（PFOA）（〃）	〃	〃　6　〃	0.000005	＜0.000005
	クロロホルム(水生生物保全項目)（〃）	〃	〃　4　〃	0.0006	＜0.0006
	フェノール（〃）（〃）	〃	〃　3　〃	0.001	＜0.001
	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ（〃）（〃）	〃	〃　3　〃	0.003	＜0.003
	4-t-ｵｸﾁﾙﾌｪﾉｰﾙ（〃）（〃）	〃	〃　5　〃	0.00004	＜0.00004
	アニリン（〃）（〃）	〃	〃　3　〃	0.002	＜0.002
	2,4-ｼﾞｸﾛﾛﾌｪﾉｰﾙ（〃）（〃）	〃	〃　4　〃	0.0003	＜0.0003
特殊項目	銅含有量　（〃）	〃	〃　2　〃	0.01	＜0.01
	亜鉛含有量　（〃）	〃	〃　2　〃	0.01	＜0.01
	溶解性鉄含有量　（〃）	〃	〃　1　〃	0.1	＜0.1
その他項目	トリハロメタン生成能（〃）	〃	〃　3　〃	0.001	＜0.001
	塩化物イオン　（〃）	2桁	〃　1　〃	0.5	＜0.5
	アンモニア性窒素（〃）	〃	〃　2　〃	0.01	＜0.01
	亜硝酸性窒素　（〃）	〃	〃　3　〃	0.002	＜0.002
	硝酸性窒素　（〃）	〃	〃　3　〃	0.002	＜0.002
	りん酸性りん　（〃）	〃	〃　3　〃	0.003	＜0.003
	クロロフィルａ　（μg/l）	〃	〃　1　〃	0.1	＜0.1
	大腸菌群数　（MPN/100ml）	〃	整数	2	＜2
	電気伝導率　（μS/cm）	〃	〃	－	－
	溶解性化学的酸素要求量　（mg/l）	〃	小数点以下1桁まで	0.5	＜0.5
	溶解性窒素　（〃）	〃	〃　2　〃	0.05	＜0.05
	溶解性りん　（〃）	〃	〃　3　〃	0.003	＜0.003
補足測定項目	TOC	〃	小数点以下1桁まで	機器の定量下限（0.3程度）	＜*.*（例:＜0.3）

第２　令和６年度地下水質測定計画

第２　令和６年度地下水質測定計画

１　目　的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 16 条の規定に基づき、鳥取県の区域に属する地下水の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質測定について、測定すべき事項、測定の地点、その他必要な事項を定めるものである。

２　測定期間

測定期間は令和６年４月から令和７年３月までとする。

３　測定内容

（１）概況調査

県下の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する。

（２）汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する。

（３）継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的に実施する。

４　測定実施機関

測定実施機関	測定対象区域	測定区分
国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	鳥取市の市街地	概況調査
国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所	米子市の市街地	概況調査
鳥取市	鳥取市、智頭町	概況調査
	鳥取市、智頭町	継続監視調査
鳥取県	倉吉市、琴浦町、日南町、南部町	概況調査
	北栄町、境港市、江府町	継続監視調査

５　測定地点

各地域の測定地点は、表-4 地下水質測定計画一覧表のとおりとし、その位置は、図-3 地下水質測定地点図のとおりとする。

６　測定項目

各測定地点における測定項目は、表-4 地下水質測定計画一覧表に掲げるものについて実施する。

なお、気温、水温についても採水時に現地測定するものとし、一覧表に掲げる項目以外の項目については必要に応じて実施するものとする。

７　測定回数

測定地点ごとの年間における総測定日数、総測定回数及び測定月は表-4 地下水質測定計画一覧表に掲げるとおりとする。

８　分析方法等

環境基準項目の分析試料の分析方法は「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成９年環境庁告示第 10 号）で定められている方法によるものとする。

なお、その他の項目については、日本産業規格等その他科学的に確立された方法によるものとする。

また、環境基準項目についての基準値及び分析方法は別表のとおりである。

９　測定結果の報告等

測定実施機関は測定結果を様式１「地下水質測定結果表」及び様式２「地下水質採水票」により、水質測定結果をとりまとめ、測定月の翌月末までに鳥取県生活環境部自然共生社会局水環境保全課に送付するものとする。

ただし、環境基準項目について、環境基準を越える測定結果を得た場合は、その都度速やかに鳥取県生活環境部自然共生社会局水環境保全課へ連絡するものとする。

なお、飲用に供する井戸で水道水の水質基準を超える測定結果を得た場合は、速やかに飲用指導をおこなう。

また、環境基準項目に関する報告下限値は別表３に記載のとおりである。（平成６年５月 24 日付発環第 219 号及び平成 12 年２月 25 日付環第 588 号）。

10　その他

この計画に定めない事項については、鳥取県生活環境部自然共生社会局水環境保全課が各調査機関と協議の上、定めるものとする。

別表３

項目	測定方法	基準値	報告下限値（mg/L）
カドミウム	環境庁告示10号 別表 カドミウムの測定方法の項に掲げる方法	0.003mg/L以下	0.0003
全シアン	環境庁告示10号 別表 全シアンの測定方法の項に掲げる方法	検出されないこと	0.1
鉛	環境庁告示10号 別表 鉛の測定方法の項に掲げる方法	0.01mg/L以下	0.005
六価クロム	環境庁告示10号 別表 六価クロムの測定方法の項に掲げる方法	0.02mg/L以下	0.002
砒素	環境庁告示10号 別表 砒素の測定方法の項に掲げる方法	0.01mg/L以下	0.005
総水銀	環境庁告示10号 別表 総水銀の測定方法の項に掲げる方法	0.0005mg/L以下	0.0005
アルキル水銀	環境庁告示10号 別表 アルキル水銀の測定方法の項に掲げる方法	検出されないこと	0.0005
ＰＣＢ	環境庁告示10号 別表 ＰＣＢの測定方法の項に掲げる方法	検出されないこと	0.0005
ジクロロメタン	環境庁告示10号 別表 ジクロロメタンの測定方法の項に掲げる方法	0.02mg/L以下	0.002
四塩化炭素	環境庁告示10号 別表 四塩化炭素の測定方法の項に掲げる方法	0.002mg/L以下	0.0002
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	環境庁告示10号 別表 クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）の測定方法の項に掲げる方法	0.002mg/L以下	0.0002
1,2-ジクロロエタン	環境庁告示10号 別表 1,2-ジクロロエタンの測定方法の項に掲げる方法	0.004mg/L以下	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	環境庁告示10号 別表 1,1-ジクロロエチレンの測定方法の項に掲げる方法	0.1mg/L以下	0.01
1,2-ジクロロエチレン	環境庁告示10号 別表 1,2-ジクロロエチレンの測定方法の項に掲げる方法	0.04mg/L以下	0.004 シス体 0.002 トランス体 0.002
1,1,1-トリクロロエタン	環境庁告示10号 別表 1,1,1-トリクロロエタンの測定方法の項に掲げる方法	1mg/L以下	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	環境庁告示10号 別表 1,1,2-トリクロロエタンの測定方法の項に掲げる方法	0.006mg/L以下	0.0006
トリクロロエチレン	環境庁告示10号 別表 トリクロロエチレンの測定方法の項に掲げる方法	0.01mg/L以下	0.002
テトラクロロエチレン	環境庁告示10号 別表 テトラクロロエチレンの測定方法の項に掲げる方法	0.01mg/L以下	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	環境庁告示10号 別表 1,3-ジクロロプロペンの測定方法の項に掲げる方法	0.002mg/L以下	0.0002
チウラム	環境庁告示10号 別表 チウラムの測定方法の項に掲げる方法	0.006mg/L以下	0.0006
シマジン	環境庁告示10号 別表 シマジンの測定方法の項に掲げる方法	0.003mg/L以下	0.0003
チオベンカルブ	環境庁告示10号 別表 チオベンカルブの測定方法の項に掲げる方法	0.02mg/L以下	0.002
ベンゼン	環境庁告示10号 別表 ベンゼンの測定方法の項に掲げる方法	0.01mg/L以下	0.001
セレン	環境庁告示10号 別表 セレンの測定方法の項に掲げる方法	0.01mg/L以下	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	環境庁告示10号 別表 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の測定方法の項に掲げる方法	10mg/L以下	0.1 硝酸性窒素 0.05 亜硝酸性窒素 0.05
ふっ素	環境庁告示10号 別表 ふっ素の測定方法の項に掲げる方法	0.8mg/L以下	0.08
ほう素	環境庁告示10号 別表 ほう素の測定方法の項に掲げる方法	1mg/L以下	0.1
1,4-ジオキサン	環境庁告示10号 別表 1,4-ジオキサンの測定方法の項に掲げる方法	0.05mg/L以下	0.005

※分析方法の効率化として、アルキル水銀の分析については、総水銀の測定でスクリーニングを行うことができる。（平成13年環水企第92号「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」）

地下水質測定計画一覧表

水質測定計画一覧表（地下水）

表－４　　地下水質測定計画一覧表

番号	市町村名	地区名	井戸番号	調査井戸深度（m）	井戸の諸元			測定頻度			環境基準項目																											その他項目		調査機関名（分析機関名）
					調査区分	浅井戸深井戸の別	用途	総測定日数	総測定回数	測定月	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン（塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	pH	電気伝導率	
1	鳥取市	田園町	建1	50	概況調査	深	その他の井戸	4	4	4･7･10･1																													4	4	国土交通省鳥取河川国道事務所（国土交通省中国技術事務所、外部委託機関）
2			建2	8		浅	その他の井戸	4	4	4･7･10･1																													4	4	
3	米子市	車尾	建3	30		－	その他の井戸	4	4	5・8・11・2																													4	4	国土交通省日野川河川事務所（国土交通省中国技術事務所、外部委託機関）
4	鳥取市	佐治	477	100		不明	その他の井戸	1	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	鳥取市環境保全課（外部委託機関）
5		気高	478	不明		不明	生活用水井戸	1	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
6	智頭町	尾見	479	25		浅	一般飲用井戸	1	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	鳥取市環境保全課（外部委託機関）
7		三吉	480	25		浅	一般飲用井戸	1	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
8	倉吉市	駄経寺町	481	25		浅	その他の井戸	1	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	中部総合事務所環境建築局（外部委託機関）
9		秋喜	482	60		深	その他の井戸	1	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
10	琴浦町	徳万	483	18		浅	生活用水井戸	1	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
11		高岡	484	5～6		浅	農業用水井戸	1	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
12	日南町	神戸上	485	不明		－	生活用水井戸	1	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	西部総合事務所環境建築局（外部委託機関）
13		多里	486	不明		－	生活用水井戸	1	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
14	南部町	上中谷	487	5		浅	生活用水井戸	1	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
15		鶴田	488	不明		－	生活用水井戸	1	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
16	鳥取市	片原	149	30	継続監視調査	－	その他の井戸	1	1	8																										1	1		1	1	鳥取市環境保全課（鳥取市下水道管理室）
17		賀露町西一丁目	271	10		－	工業用水井戸	1	1	8																								1				1	1	
18		朝月	288	80		深	一般飲用井戸	1	1	5					1																								1	1	
19		古海	358	－		－	工業用水井戸	1	1	5					1																								1	1	
20		天神町	370	－		－	その他の井戸	1	1	5					1																								1	1	
21		東品治	420	50		－	その他の井戸	1	1	8					1																					1	1		1	1	
22		福部町湯山	454	5		－	農業用水井戸	1	1	8					1																					1			1	1	
23	智頭町	智頭	35	18		浅	生活用水井戸	2	2	5・11											2		2	2			2	2											2	2	鳥取市環境保全課（外部委託機関）
24		智頭	104	20		－	生活用水井戸	2	2	5・11											2		2	2			2	2											2	2	
25		智頭	105	23		－	一般飲用井戸	2	2	5・11											2		2	2			2	2											2	2	
26		智頭	106	10		－	生活用水井戸	2	2	5・11											2		2	2			2	2											2	2	
27		智頭	120	20		－	生活用水井戸	2	2	5・11											2		2	2			2	2											2	2	
28		智頭	124	21		－	生活用水井戸	2	2	5・11											2		2	2			2	2											2	2	
29		智頭	135	25		－	一般飲用井戸	2	2	5・11											2		2	2			2	2											2	2	
30		智頭	236	25		浅	観測井戸	2	2	5・11											2		2	2			2	2											2	2	
31		智頭	238	27		浅	観測井戸	2	2	5・11											2		2	2			2	2											2	2	
32		智頭	239	25		深	観測井戸	2	2	5・11											2		2	2			2	2											2	2	
33		智頭	241	25		深	観測井戸	2	2	5・11											2		2	2			2	2											2	2	

表－４　　地下水質測定計画一覧表

番号	市町村名	地区名	井戸番号	調査井戸深度（m）	井戸の諸元			測定頻度			環境基準項目																										その他項目		調査機関名（分析機関名）
					調査区分	浅井戸深井戸の別	用途	総測定日数	総測定回数	測定月	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン（塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	1，2-ジクロロエタン	1，1-ジクロロエチレン	1，2-ジクロロエチレン	1，1，1-トリクロロエタン	1，1，2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1，3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1，4-ジオキサン	pH	電気伝導率	
34	智頭町※	智頭	107	10	継続監視調査	－	一般飲用	2	2	5・11											2		2	2			2	2											2	2	鳥取市環境保全課（外部委託機関）
35		智頭	108	12		－	一般飲用	2	2	5・11											2		2	2			2	2											2	2	
36		智頭	136	－		－	一般飲用	2	2	5・11											2		2	2			2	2											2	2	
37	智頭町	埴師	380	6		－	一般飲用、生活用水	1	1	11																										1			1	1	鳥取市環境保全課（外部委託機関）
38		埴師	383	12		－	一般飲用、生活用水	1	1	11																										1			1	1	
39		埴師	387	30		－	一般飲用、生活用水	1	1	11																										1			1	1	
40	北栄町※※	下神	37	9		浅	生活用水井戸	1	1	5																									1				1	1	中部総合事務所環境建築局（外部委託機関）
41		西園	466	70		－	その他の井戸	4	4	5・8・11・2																									4				4	4	
42		由良宿	412	不明		－	農業用水井戸	2	2	5・11																									2				2	2	
43		西園	418	30～40		－	農業用水井戸	2	2	5・11																									2				2	2	
44	境港市	渡町	203	5		浅	生活用水井戸	1	1	7																									1				1	1	西部総合事務所環境建築局（外部委託機関）
45		渡町	210	－		浅	生活用水井戸	1	1	7																									1				1	1	
46		渡町	211	－		浅	生活用水井戸	1	1	7																									1				1	1	
47	江府町	洲河崎	379	－		－	生活用水井戸	1	1	8					1																								1	1	
48		洲河崎	405	－		－	生活用水井戸	1	1	8					1																								1	1	
49		洲河崎	406	10		－	生活用水井戸	1	1	8					1																								1	1	
50		洲河崎	407	－		－	生活用水井戸	1	1	8					1																								1	1	
51		洲河崎	408	－		－	生活用水井戸	1	1	8					1																								1	1	
52		洲河崎	409	－		－	生活用水井戸	1	1	8					1																								1	1	
53		武庫	410	15		浅	一般飲用井戸	1	1	8					1																								1	1	

※継続監視調査井戸:107,108,136,170,285については2年に1度の調査(偶数年度:107,108,136　奇数年度:170,285)
※※継続監視調査井戸:466については397の井戸を更新したもの

図－３　地下水質測定地点図

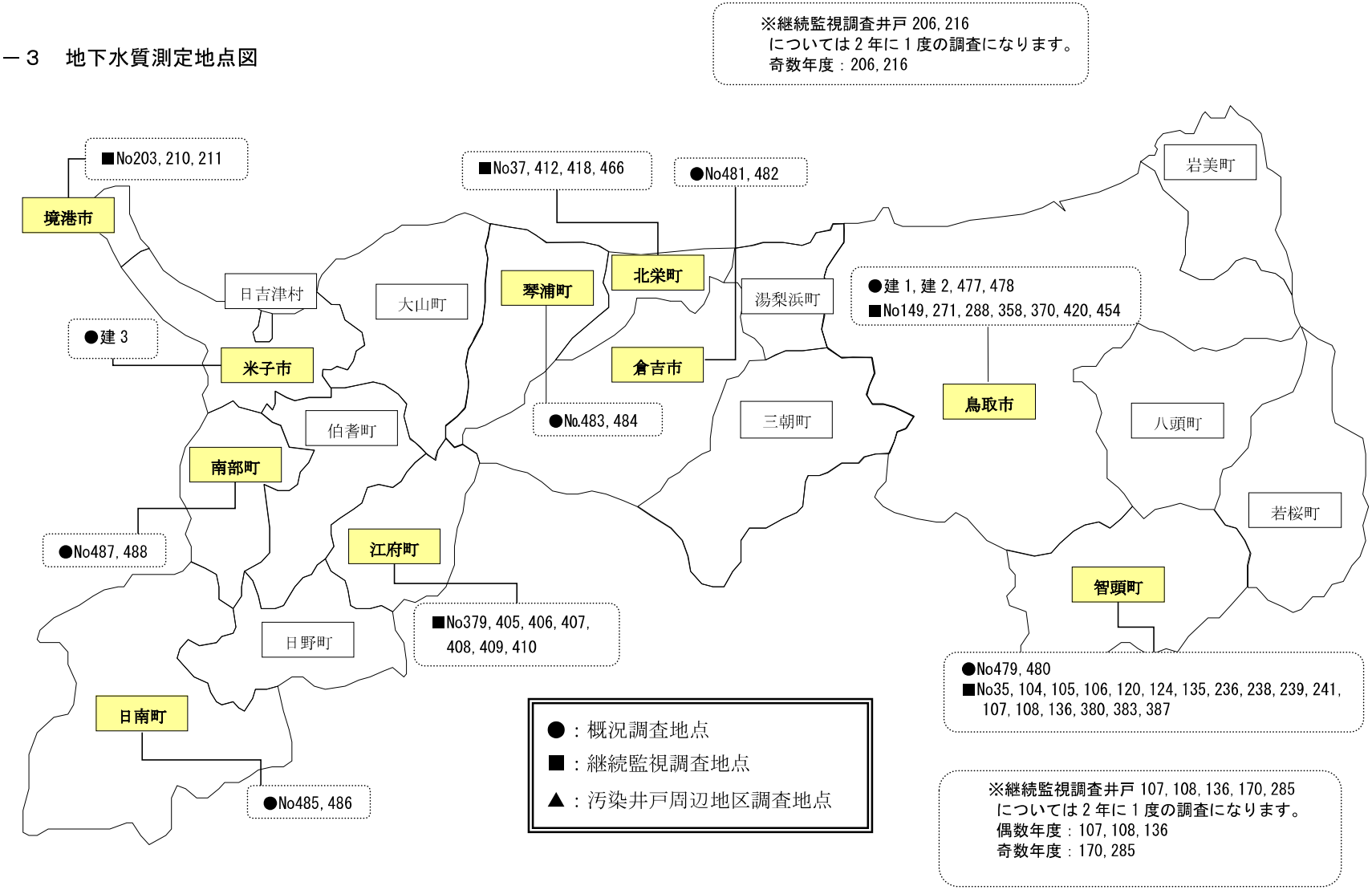

様式1

地下水質測定結果表

				環境基準値	参考
調査担当機関名 （分析担当機関名）					水道水の 水質基準及び 水質管理目 標設定項目 特注）
調査区分					
市町村名					
地区名					
井戸番号					
井戸の諸元	井戸深度（m）				
	浅井戸・深井戸の別				
	用途				
採水年月日					
水温			(℃)		
環境基準項目	カドミウム		(mg/L)	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
	全シアン		(mg/L)	検出されないこと	0.01mg/L以下
	鉛		(mg/L)	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	六価クロム		(mg/L)	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	砒素		(mg/L)	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	総水銀		(mg/L)	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀		(mg/L)	検出されないこと	−
	PCB		(mg/L)	検出されないこと	−
	ジクロロメタン		(mg/L)	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	四塩化炭素		(mg/L)	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
	クロロエチレン（別名塩化ビニルモノマー又は塩化ビニルモノマー）		(mg/L)	0.002mg/L以下	−
	1,2-ジクロロエタン		(mg/L)	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン		(mg/L)	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン		(mg/L)	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	−	−
		トランス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	−	−
	1,1,1-トリクロロエタン		(mg/L)	1mg/L以下	0.3mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン		(mg/L)	0.006mg/L以下	−
	トリクロロエチレン		(mg/L)	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン		(mg/L)	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン		(mg/L)	0.002mg/L以下	−
	チウラム		(mg/L)	0.006mg/L以下	0.02mg/L以下
	シマジン		(mg/L)	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ		(mg/L)	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	ベンゼン		(mg/L)	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	セレン		(mg/L)	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		(mg/L)	10mg/L以下	10mg/L以下
		硝酸性窒素	(mg/L)	−	−
		亜硝酸性窒素	(mg/L)	−	0.04mg/L以下
	ふっ素		(mg/L)	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下
	ほう素		(mg/L)	1mg/L以下	1mg/L以下
	1，4－ジオキサン		(mg/L)	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
その他の項目	pH			−	5.8以上8.6以下
	電気伝導率		(μS/cm)	−	−
備考					

（特注）本測定は環境基準に対応する測定法で実施されており、水道水質基準等への適合状況を示すものではない。
水道水質基準等への適合状況の把握には、当該基準等に対応した測定法で測定を実施することが必要なことに留意すること。

（注）本様式の記入に当たっては、次の点に留意すること。

1　浅井戸・深井戸の別は、井戸深度が第一不透水層以浅のものを浅井戸、以深のものを深井戸とする。

2　井戸の諸元中の用途の欄は、水道水源井戸、一般飲用井戸、生活用水井戸、工業用水井戸、その他の井戸（農業用水井戸等）の別を記入する。

様式２

地下水質採水票

井戸番号		採水者職氏名	
採水日の気象状況	天候(　　)、気温(　　℃)		
検体情報	採水日時(　　年　　月　　日　　時　　分) 採水方法(1. 直接採水　2. 蛇口採水　3. その他:　　) pH(　　)、電気伝導率(　　μS/cm) 水温(　　℃)、臭気(　　) 透視度(　　cm)、外観(　　)		

井戸所在地		(世界測地系緯度:　　度　　分　　秒、経度:　　度　　分　　秒)			
井戸所有者	氏名 (TEL)		井戸管理者	氏名 (TEL)	
	住所			住所	
井戸の形式		1. 手堀井戸　2. 打込井戸　3. 機械堀井戸 4. 自噴・湧水　5. その他(　　)			
井戸の設置年		明治 ・ 大正 ・ 昭和 ・ 平成 ・ 西暦　　年			
取水施設		1. 電動ポンプ　2. 手押ポンプ　3. つるべ 4. 自噴水　5. その他(　　)			
使用状況		1. 毎日使用　2. 時々使用(　　) 3. 未使用　4. その他(　　)			
使用量及び人数		m^3／日、　　人			
使用目的		1. 水道水源　2. 一般飲用 3. 生活用水(洗濯 ・ 風呂 ・ 撒水 ・ 営業用雑用水等) 4. 工業用水(原料 ・ 洗浄 ・ 雑用) 5. 農業用水 6. その他(　　)			
地下水位等		地表からの地下水位:　　m(実測 ・ 聴取) 井戸深度　　:　　m(実測 ・ 聴取) 井戸区分(1. 浅井戸　2. 深井戸　3. 不明) ストレーナの位置(　　m)			
地下水変動等 (水量・水位)		採水時の水量(多い 、 普通 、 少ない) 季節変動(1. 無　2. 有:　　) 経年変動(1. 無　2. 有:　　) その他の変動(　　)			
水道普及状況		1. 上水道なし　2. 上水道あり(水道が主) 3. 上水道あり(地下水が主) 4. その他(　　)			
し尿処理状況		1. 下水道　2. 単独処理浄化槽　3. 合併処理浄化槽 4. 汲み取り　5. その他(　　)			
生活排水処理状況		1. 下水道　2. 合併処理浄化槽　3. 未処理 4. その他(　　)			
井戸周辺の状況 (半径500m)		1. 住宅地　2. 商業地　3. 工業地　4. 農地 5. その他(　　)			
地下水利用状況		地域の概ね(　　)割が地下水を利用している			
周辺事業場等状況					
備　考					

※該当する数字に○印をつけること。
※受託者へは上記太枠部分のみ記載し渡すこと。
※世界測地系の経度、緯度の検索サイト>> http://www.geocoding.jp/